

XIX. スイス連邦 (Swiss Confederation)



第1章 金融制度概要	2
1. 金融機関の種類	2
(1) 大銀行 (big banks)	4
(2) 州立銀行 (cantonal banks)	6
(3) 地域・貯蓄銀行 (Regional banks and savings banks)	7
(4) ライファイゼンバンク (Raiffeisen banks)	8
(5) ポストフィナンス (PostFinance Ltd.)	8
2. 監督官庁と指導体制	9
3. スイスの金融制度の特徴	12
4. 預金保険制度の枠組み	13
第2章 郵便貯金の概要	15
1. 設立目的・沿革概要	15
2. 経営形態	16
3. 金融サービス提供の形態	17
(1) 郵便事業会社、郵便局運営会社との受委託関係	17
(2) 直営局、提携局における金融サービスの提供状況	17
(3) スイスポストの経営状況	17
(4) 店舗・ATM 設置戦略	18
(5) DX の推進	18
4. 預金業務概要	19
5. 口座維持手数料等の導入状況	20
6. リスク性金融商品概要	20
7. 貸付業務概要	21
8. 金融包摂への取組み	21
9. 送金・決済業務概要	21
10. インターネットバンキング	21
11. 国際業務概要	22
12. 付随業務概要	22
13. 資金運用	22
14. 窓口取扱時間	23
15. 他行、地域金融機関等との協業ビジネスの展開	23
16. 財務諸表	24
第3章 民間リテール金融機関の概要	27
1. UBS グループ (UBS Group AG)	27
(1) 総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア	27
(2) 預本金利、融資条件等の現状	28
(3) 提供商品	28
(4) 子会社、関連会社への出資状況	28
(5) ESG 投資	29

(6) TCFD 提言への対応	29
2. ライファイゼン・グループ (Raiffeisen Group)	29
(1) 総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア	29
(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状	30
(3) 提供商品	30
(4) 子会社、関連会社への出資状況	30
(5) ESG 投資	31
(6) TCFD 提言への対応	31
第4章 最近の金融動向と今後の展望	32
1. 金融ビジネスにおける DX、フィンテック、キャッシュレスの動向	32
(1) フィンテックの動向	32
(2) キャッシュレス化の状況	33
(3) モバイル決済の動向	35
(4) リテール決済に関する法規制の状況	36
(5) 顧客データを活用したビジネス動向	37
(6) リテール金融機関の顧客接点における DX	38
(7) インターネット専業銀行	38
(8) デジタル通貨導入に向けた動き	39
(9) IT 人材の育成・活用状況	40
(10) 生成 AI の活用状況	40
2. 郵便局金融を含めた金融包摂	41
(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策	41
(2) 金融包摂政策	41
(3) 学校・職域での金融教育と金融包摂	42
(4) 政策評価と方向性	46
(5) 高齢化と金融包摂	47
<出所資料一覧>	49

<略語集>

略語	原語（英語）	日本語訳
AMLA	Anti-Money Laundering Act	資金洗浄対策法
AMLO-FINMA	Anti-Money Laundering Ordinance	反資金洗浄規則
ARB	Accounting rules for banks	銀行会計規則
BA	Swiss Federal Act on Banks and Savings Banks, Banking Act	スイス連邦銀行法
BO	Ordinance on Banks and Savings Banks, Banking Ordinance	銀行規則
CHF	Confoederatio Helvetica Franc	スイスフラン
FDPIC	Federal Data Protection and Information Commissioner	連邦データ保護・情報委員会
FINMA	Swiss Financial Market Supervisory Authority	連邦金融市場監督機構
FINMASA	Federal Act on the Swiss Financial Market Supervisory Authority	連邦金融市場監督機構法
Foreign Banks Ordinance, FBO-FINMA	Ordinance of the Swiss Financial Market Authority on Foreign Banks in Switzerland	スイスにおける外国銀行に関する連邦金融市場監督機構規則
NBA	Federal Act on the Swiss National Bank, National Bank Act	スイス国立銀行に係る連邦法
nFADP	New Federal Act on Data Protection	改正連邦データ保護法
NBO	National Bank Ordinance	国立銀行規則
PA	Postal Services Act	郵便業務法
POA	Post Organisation Act	郵政組織法
SIB	systemically important bank	システム上重要な銀行
SNB	Swiss National Bank	スイス国立銀行(中央銀行)
TIS	Team Intensive Supervision	集中監督チーム
ZKB	Zürcher Kantonalbank	チューリッヒ州立銀行

為替レート：ユーロ。1 ドル=0.79 スイスフラン、1 スイスフラン=199.51 円 (2026/1/20)

第1章 金融制度概要

スイスの銀行に対する主な根拠法は、「スイス連邦銀行法」(Swiss Federal Act on Banks and Savings Banks, Banking Act, BA) 及び同法施行規則の「銀行規則」(Ordinance on Banks and Savings Banks, Banking Ordinance, BO) である。

BOにおいて銀行は「第三者から預金を公に集め、それを活用して不特定多数の個人や企業等の資金調達に資する機関¹」と定められている。また、銀行が業務活動を行うにあたっては、BAに基づき、規制当局の連邦金融市場監督機構(Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA)から免許を取得する必要がある²。

BAは全てのスイス国内の銀行と多くの金融会社に適用される。同法は、顧客の口座情報の不当な利用を行った職員に対する罰金や刑事罰等をも規定している。

1. 金融機関の種類

スイスの銀行制度は、全ての銀行が証券や保険を含むあらゆる金融サービスを提供できるというユニバーサルバンキングのコンセプトに基づいており、業態別の制度や規制はほとんどないが、実際には、独自の営業地域や提供商品といった各銀行のビジネスモデルの相違から、以下の8業態に分けられる。

- ①大銀行 (big banks)
- ②州立銀行 (cantonal banks)
- ③地域・貯蓄銀行 (regional and savings banks)
- ④ライファイゼンバンク (Raiffeisen banks)
- ⑤プライベートバンク (private bankers)
- ⑥外国銀行・外国銀行支店 (foreign-controlled banks, branches of foreign banks)
- ⑦証券取引銀行 (stock exchange banks)
- ⑧その他の銀行³

なお本稿では、業態の分類として信用協同組合銀行に該当する「Raiffeisen banks」を「ライファイゼンバンク」とし、同業態内の個々の銀行を指すときは「個別のライファイゼンバンク」と表記する。また、ライファイゼンバンクが、スイス国内で1つの「Raiffeisen Group」を構成しているところ、企業グループを指す場合は「ライファイゼン・グループ」とし、グループの中央機関「Raiffeisen Switzerland Cooperative」を「ライファイゼン・スイス」と表記する。

銀行全体の中で、総資産の **40.8%** は大銀行が占め、預金残高では州立銀行と大銀行が合計 **58.9%** を占める (図表1) (2024年12月末)。

¹ 銀行規則第2条a,b。なお、本報告書におけるスイス国内法の条文は、特に断りのない場合 KPMG スイス (<https://home.kpmg.com/ch/en/home.html>) の発表する非公式の英訳に準拠する。

² 連邦銀行法第3条第1項。

³ 2014年までは、銀行免許を持ち証券取引・資産管理を行う運用会社 (Stock exchange banks)、その他の銀行機関 (Other banking institutions) を「その他の銀行」として同一グループに分類していたが、2015年2つに分けられた。

郵便貯金のポストフィナンス（PostFinance）は、国営企業のスイスポスト（Swiss Post）の一部門であったが、2013年6月26日に、内閣による「2010年郵政組織法（Post Organisation Act, POA）」の実施決定を受けて、スイスポスト（Swiss Post）の経営形態が、スイス連邦の所有する株式会社の「スイスポスト（Swiss Post Ltd.）」へ変更された。同時に、ポストフィナンスもスイスポストが所有する株式会社のポストフィナンス（PostFinance Ltd.）となり、連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA）から銀行免許を取得し、FINMAの規制対象となった^{4.5}。ポストフィナンスは銀行の分類上は「その他の銀行」の業態に含まれる。なお、2013年度からポストフィナンスのデータは、スイス国立銀行（Swiss National Bank, SNB）等の銀行統計に分類されるようになり、2016年5月スイス銀行協会に加盟が認められた。

2024年12月末の銀行総資産合計は3兆4,797億スイスフランと、前年から579億スイスフラン（1.7%）増加した。業態別増減をみると、州立銀行（前年比321億スイスフラン増）、地域・貯蓄銀行（同50億スイスフラン増）等で資産が増加した一方、大銀行（前年比242億スイスフラン減）で資産が減少した。

負債サイドでは顧客預金が前年から620億スイスフラン（3.2%）増加し1兆9,870億スイスフランとなった。業態別には、州立銀行の182億スイスフラン（4.4%）増を筆頭に全業態で増加した。

図表1：スイスの銀行の業態分類（12月末）

	合計	州立銀行	大銀行	地域・貯蓄 銀行	ライフアイ ゼンバンク	証券取引銀 行	その他の銀 行	プライベ ートバンク	外国銀行	外銀支店
総資産										
2022	3,599,265	782,368	1,552,113	120,302	280,635	291,515	206,747	7,791	274,580	83,215
2023	3,421,820	780,051	1,445,397	120,689	297,135	266,668	195,453	5,821	252,482	58,124
2024	3,479,746	812,170	1,421,200	125,706	305,611	287,077	202,483	5,721	262,076	57,702
	100%	23.3%	40.8%	3.6%	8.8%	8.2%	5.8%	0.2%	7.5%	1.7%
預金										
2022	2,035,283	460,294	727,536	82,353	204,785	205,892	155,615	6,073	175,937	16,798
2023	1,924,964	454,854	685,106	80,003	207,843	170,464	153,357	3,974	154,420	14,943
2024	1,986,978	473,031	696,639	81,185	214,876	187,661	154,351	4,137	159,574	15,525
	100%	23.8%	35.1%	4.1%	10.8%	9.4%	7.8%	0.2%	8.0%	0.8%
機関数										
2022	222	24	2	59	1	32	16	5	59	24
2023	221	24	1	58	1	34	13	5	61	24
2024	217	24	1	58	1	34	13	5	60	21

(出所) スイス国立銀行

[https://data.snb.ch/en/topics/banken/cube/babilpobgka?fromDate=2022&toDate=2024&dimSel=Do\(FMI,FBA,FKU,TOT,VBA,VE,APF\),INLANDAUSSLAND\(T\),BANKENGGRUPPE\(A30,G10,G15,G20,G25,G35,G45,A10,G65,G70,S10\)](https://data.snb.ch/en/topics/banken/cube/babilpobgka?fromDate=2022&toDate=2024&dimSel=Do(FMI,FBA,FKU,TOT,VBA,VE,APF),INLANDAUSSLAND(T),BANKENGGRUPPE(A30,G10,G15,G20,G25,G35,G45,A10,G65,G70,S10))

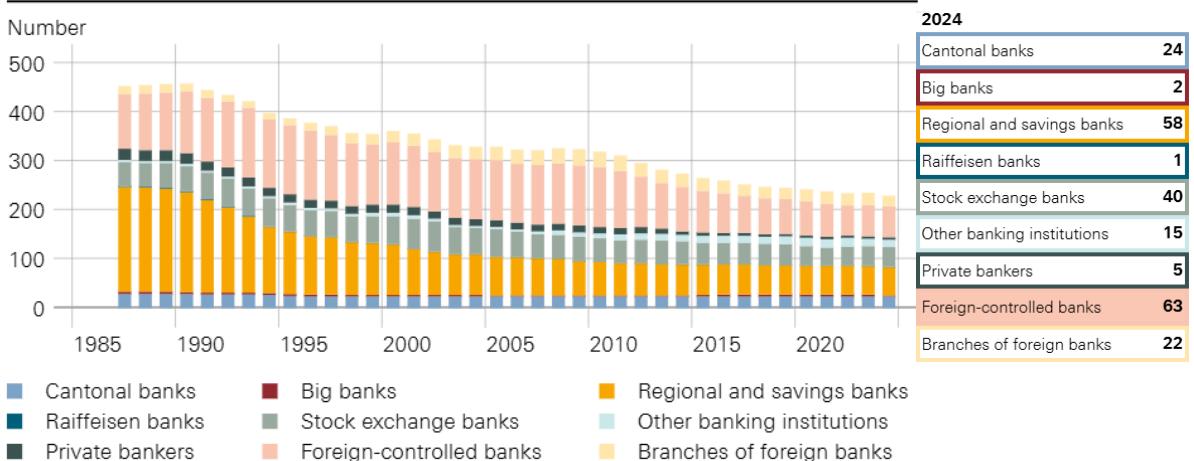
⁴ 連邦金融市場監督機構（FINMA）ウェブサイト、<https://www.finma.ch>

⁵ 2013年6月25日付ポストフィナンスプレスリリース、“Swiss Post to become a public limited company, PostFinance Ltd granted a banking license” <https://www.post.ch/en/about-us/media/press-releases/2013/swiss-post-to-become-a-public-limited-company-postfinance-ltd-granted-a-banking-licence#>

図表 2：銀行数・店舗数の推移

NUMBER OF BANKS FOR ALL BANK CATEGORIES – ANNUAL

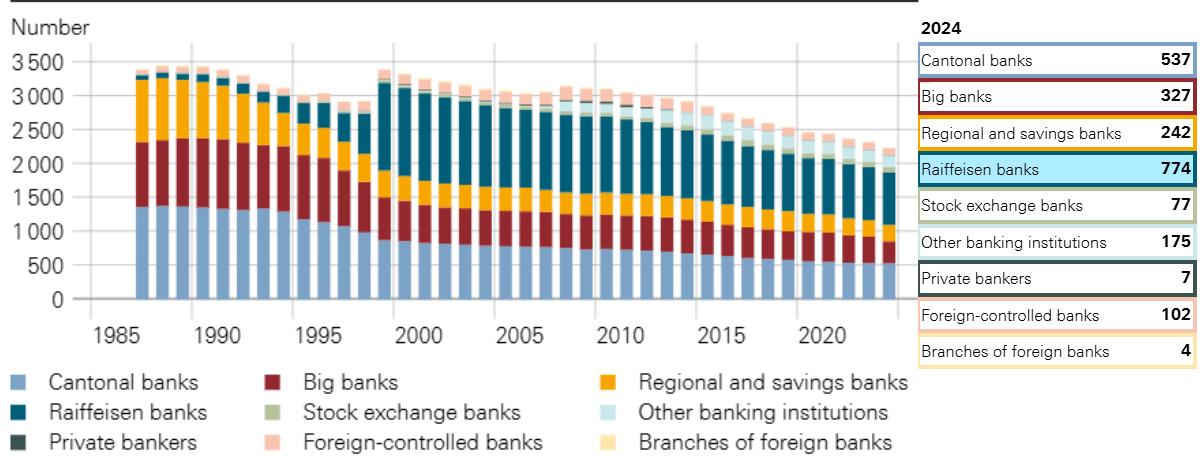
Domestic office perspective (survey: comprehensive year-end statistics)



Source(s): SNB

NUMBER OF BRANCHES IN SWITZERLAND FOR ALL BANK CATEGORIES – ANNUAL¹

Domestic office perspective (survey: comprehensive year-end statistics)



¹ Branches are legally dependent entities such as branch offices, agencies, cash-receiving offices, sub-branches (Depositenkassen) or representative offices.

Source(s): SNB

(出所) スイス国立銀行 <https://data.snb.ch/en/topics/banken/chart/bastnbrbranch>

(注) 店舗には支店のほか、出張所（representative offices）、登記上の事務所（registered offices）も含まれる。

(1) 大銀行 (big banks)

2023 年 6 月の UBS グループによるクレディ・スイス・グループ買収（後述参照）まで、大銀行に該当するのは両グループで、UBS グループに属する UBS AG（チューリッヒ及びバーゼルの 2 拠点）及び UBS スイス（UBS Switzerland AG）並びにクレディ・スイス・グループに属する Credit Suisse AG 及び Credit Suisse (Switzerland) AG の 4 行であった。

UBS グループとクレディ・スイスのいずれも投資銀行業務を中心とした国際金融に

強みがありながらも、近年はグローバルウェルスマネジメントに軸足を置き、50カ国以上に展開していた。また、ホームマーケットであるスイス国内のユニバーサルバンキングにも力を入れていた。

UBS グループは、民間銀行や貯蓄銀行等、国内 300 以上の金融機関の吸収合併を経て形成された。その中核は 1862 年に設立された民間銀行のヴィンタートゥール銀行 (Bank in Winterthur) で、同行が 1912 年にトッゲンブルガー銀行 (Toggenburger Bank) と統合して設立されたスイスユニオン銀行 (Union Bank of Switzerland) が現在の UBS の名称に引き継がれている。1998 年、バーゼルを本拠地として活動した大手銀行のスイス・バンク・コーポレーション (Swiss Bank Corporation) と合併し、UBS AG が成立した⁶。2014 年 12 月に持株会社の UBS グループ AG (UBS Group AG) を設置し、更に 2015 年に資本の健全性強化の観点から国内部門を担当する UBS スイスを分社化した。現在の UBS グループは、グループ持株会社の UBS Group AG、国際部門、投資銀行業務等を担当する UBS AG、スイス国内のリテール及びコーポレートバンキング、ウェルスマネジメント業務等を担当する UBS スイス及びその他のグループ子会社、関連会社から構成される。2023 年 3 月、クレディ・スイス・グループの経営破綻を回避するため、国（スイス連邦財務省、FINMA、スイス国立銀行）の要請を受けて同社の買収に応じることを発表し⁷、同 6 月に手続きを完了した⁸。

クレディ・スイスは 1856 年、国内鉄道路線拡大に対する資金需要を満たすため、政治家アルフレッド・エッシャー (Alfred Escher) を中心に産官共同で設立された銀行 「Schweizerische Kreditanstalt」 を前身とする。1870 年に初の海外拠点をニューヨークに開設した。1989 年に設立した持株会社の CS ホールディングス (CS Holdings) を 1997 年にクレディ・スイス・グループと改称し、傘下にクレディ・スイス及び海外業務を担当するクレディ・スイス・ファースト・ボストン (Credit Suisse First Boston) を置いた。2005 年に「One Bank」 戦略のもと両社を統合した⁹。2016 年 11 月 20 日には、スイス国内顧客向け Swiss Universal Bank の大部分と販売・貿易サービスを担当する STS Trading の一部を Credit Suisse (Switzerland) AG に譲渡し、分社化した¹⁰。

2021 年に入り海外金融会社 2 社（米アルケゴス、英グリーンシル）の経営破綻で巨額損失を蒙ったことに加え、業績低迷も重なり 2021 年 12 月期に赤字に転落（16 億 5,000 万スイスフランの赤字）¹¹。2022 年 12 月期は、顧客の預金流出に伴う収益悪化や投資銀行部門の不振により、更に赤字が拡大。前期赤字の 4 倍以上となる 72 億 9,300 万スイスフランの赤字を計上する決算を 2023 年 2 月に公表¹²。2023 年 3 月上旬まで経営再建計画を検討していたが、3 月中旬に米国におけるシリコンバレー銀行等の経営破綻の波及や同行に対する資本増強に係る筆頭株主による否定の報道に伴い株価が急落し、経営破綻危機が一気に高まった。SNB による流動性支援公表¹³にかかわらず経営不安は払拭できず、スイス当局の働きかけにより、UBS グループが同行を救済合併（買収）することとなり¹⁴、2023 年 3 月 19 日に FINMA が当該合併を承認¹⁵。2023

⁶ UBS “150 years of banking tradition” https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/about_us/history.html

⁷ 2023 年 3 月 19 日付 UBS グループプレスリリース <https://www.ubs.com/global/en/media/display-page-ndp/en-20230319-tree.html>

⁸ 2023 年 6 月 12 日付 UBS グループプレスリリース <https://www.ubs.com/global/en/media/display-page-ndp/en-20230612-ubs-credit-suisse-acquisition.html>

⁹ Credit Suisse “Our Company - History” <https://www.credit-suisse.com/lu/en/about-us/our-company/history.html>

¹⁰ Credi Suisse Annual report 2016

¹¹ <https://jp.reuters.com/article/idUSKBN2KF0MP/>

¹² <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGRo9oJJJoZooC23A2000000/>

¹³ <https://www.bbc.com/japanese/64960802>

¹⁴ https://www.nri.com/jp/knowledge/blog/lst/2023/fis/kiuchi/o320_2

¹⁵ <https://www.finma.ch/en/news/2023/03/20230319-mm-cs-ubs/>

年 6 月に UBS グループが同社グループの全株式を取得した¹⁶。UBS グループはクレディ・スイスの統合に伴い 2023 年は赤字を計上したが、コスト削減を進めた結果、2024 年には黒字化し、2026 年末までに総額 130 億米ドル以上のコスト削減及び実質的な統合完了を達成する見通しである¹⁷。

(2) 州立銀行 (cantonal banks)

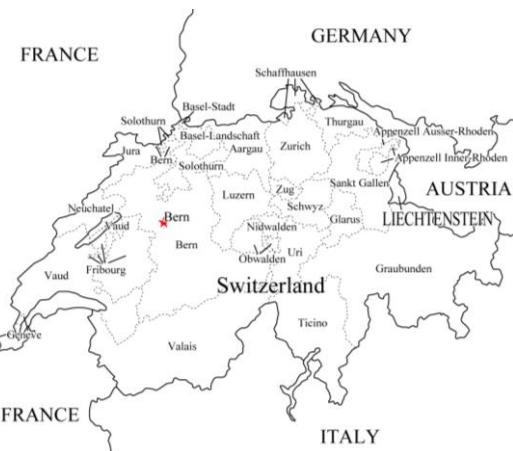
州立銀行は、州の経済発展と安定を目的として各州の州法に基づいて設立される銀行で、連邦銀行法 (Swiss Federal Act on Banks and Savings Banks, Banking Act, BA) により、州が議決権の 3 分の 1 以上を保有することとされている¹⁸。例えば、州立銀行最大手のチューリッヒ州立銀行 (Zürcher Kantonalbank, ZKB) は 1997 年のチューリッヒ州立銀行法 (Law on Zürcher Kantonalbank) を根拠法とする公法上の機関 (public-law institution) である¹⁹。

従前は、スイスの全 26 州²⁰にそれぞれの州立銀行が本拠地を置いていたが、現在、ソロトゥルン州 (Solothurn) とアッペンツェル・アウサーローデン州 (Appenzell Ausserrhoden) を除く 24 の州に 24 の銀行が本拠地を置いている (2024 年 12 月末)²¹。州立銀行の多くは自州に重点を置いて営業を行っているが、他州や国外に進出している例もある。現在は 26 州の全てにいずれかの州立銀行が店舗を構えている。

州立銀行は、全ての銀行業務を取り扱うことができるが、特に貯蓄と住宅ローンの分野に強い。また、大手の州立銀行では、国内の顧客を対象とした資産運用が貯蓄や住宅ローンと並んで重要な事業になっている。

全州立銀行の総資産は 8,122 億スイスフランである (図表 1)。各行の資産規模には大きな差があり、小規模の州立銀行は 40 億スイスフラン程度である一方、大手のチューリッヒ州立銀行 (ZKB) の総資産は 2,026 億スイスフランに上る (2024 年 12 月末)²²。

図表 3：スイス連邦地図（26 州）



(出所) 白地図専門店『白地図、世界地図、日本地図が無料』

¹⁶ SNB, "Financial Stability Report 2023", p.7

¹⁷ UBS <https://www.ubs.com/jp/ja/about/newsdisplay-ndp/en-20250204-4q24-quarterly-result.html>

¹⁸ 連邦銀行法第 3 条 a。

¹⁹ ZKB "Annual Report for the 2017 financial year"

²⁰ 準州 6 を含む。

²¹ https://data.snb.ch/en/warehouse/BSTA/cube/BSTA@SNB.JAHR_U.STK.GST

²² Zürcher Kantonalbank, "Annual Report Financial Year 2024", p.105

州立銀行の団体として 1907 年に創設されたスイス州立銀行協会（Association of Swiss Cantonal Banks）があり、州立銀行協会加盟銀行はお互いに公共債や輸出金融の引受シナジー、顧客支援サービス提供のための IT システムの共同開発・利用等、多岐にわたる協力関係を築いている。

従前は州が州立銀行に保証を付していたが、1999 年 10 月の BA 改正を契機に、州政府の中には保証を取り止めるところも出てきている。具体的には、ベルン州立銀行（Berner Kantonalbank AG）は 2012 年をもってベルン州の保証が無くなっている²³。スイス州立銀行協会によれば、現在 24 行中、21 の州立銀行が州保証を受けている²⁴。

(3) 地域・貯蓄銀行（Regional banks and savings banks）

地域・貯蓄銀行は、ベルンに 1787 年に創設された最初の貯蓄銀行「Dienstenzinscassa」を起源として、19 世紀初頭の工業化と貨幣経済の進展を背景に職工や労働者の貯蓄手段として発展した。当時は専ら都市部で活動し、設立地域も工業化の進んだベルン、チューリッヒ等が多かったが、1816 年から地方部、特にプロテスタントの多い地域に広がり始めた。当時の設立・運営主体は慈善団体や地方自治体が多く、営業地域は小規模なコミュニティ内に限られていた。

第二次大戦後は建設ブームにより住宅ローン事業に参入したが、1990 年代初頭の住宅バブル崩壊により、住宅ローン事業に注力していた地域・貯蓄銀行は大きな影響を受けた。1990 年から 95 年にかけてスイスの銀行数は 625 行から 413 行に激減したが、この減少分の多くが地域・貯蓄銀行であったとされる。これを契機として、1994 年に 98 行の地域・貯蓄銀行によりバックオフィス業務支援等を行う地域銀行協会（RBA-Holding）が設立された²⁵。現在では Valiant Bank 等いくつかの地域・貯蓄銀行が RBA-Holding の株式を保有している。RBA-Holding はバックオフィス業務支援以外に、規制当局との交渉時に各行の意見を集約する役割も担っている。2018 年 1 月より RBA-Holding から Entris Holding へと名称が変更された後、2018 年 5 月には新たにスイス地域銀行協会（Verband Schweizer Regionalbanken）が設立され²⁶、大多数の地域・貯蓄銀行が参加している。

地域・貯蓄銀行は、小規模な州立銀行と同様にリテール銀行業務に注力している。具体的には、預金者からの預金、投資により資金を集め、住宅ローン、企業向け貸付等の融資を行っている。州立銀行との違いとして、州立銀行は州による株式保有比率が高いこと、及び州立銀行は原則として本拠州外に事業展開できないのに対し、地域・貯蓄銀行は民間銀行で上場も可能であること、営業地域の規制がないことが挙げられる。

地域・貯蓄銀行数は 1990 年代以降も減少が続いて 2024 年 12 月末には 58 行となつており²⁷、銀行セクターにおける存在感は低下傾向にある。地域・貯蓄銀行の中で大手行と位置づけられるのは、総資産 361 億スイスフランの Valiant Bank AG である。同

²³ 州政府による完全な保証がない銀行として、他に Banque Cantonale Vaudoise Banque と Banque Cantonale de Genève が挙げられている。スイス国立銀行（SNB）“Notes – Banks”

https://data.snb.ch/en/topics/banken#!/doc/explanations_banken#definitions

²⁴ スイス州立銀行協会ウェブサイト <https://vskb.ch/fr/banques-cantonales/portrait/engagement-regional-pour-structures-bancaires-regionales>

²⁵ 1971 年に前身となる組織 “Verband Schweizer Regionalbanken” (Association of Swiss Regional Banks) が設立されていた。出所：スイス地域銀行協会ウェブサイト <https://www.regionalbanken.ch/regionalbanken/>

²⁶ スイス地域銀行協会ウェブサイト <https://www.regionalbanken.ch/regionalbanken/>

²⁷ https://data.snb.ch/en/warehouse/BSTA/cube/BSTA@SNB.JAHR_U.STK.GST

行の総資産は、地域・貯蓄銀行で総資産規模 2 位の Entris Banking AG や同 3 位の Baloise Bank AG の総資産を大きく上回るが²⁸、全銀行の総資産合計に占めるシェアは 1%にも満たない（2024 年 12 月末）。

スイス地域銀行協会には 58 行が加盟している²⁹。地域銀行協会は傘下の加盟銀行に対して各行の顧客預かり資産の分別管理、決済業務、IT サービス等のバックオフィス業務を提供する「Entris バンキング(Entris banking)」を組織し、協会加盟の多くの地域・貯蓄銀行が業務を委託している。加盟銀行の中での最大の資産を有するのが Valiant Bank グループである。加盟数では Clientis 銀行グループが最大である。Clientis グループは、15 の Clientis 銀行を擁し、これらの銀行では、契約によるグループ（contracutual group）を組成し、銀行間の相互の活動を調整している³⁰。

(4) ライファイゼンバンク (Raiffeisen banks)

ライファイゼンバンク (Raiffeisen banks) は、信用協同組合 (credit cooperatives) の形態をとる銀行である。個別の信用協同組合銀行が、ライファイゼン・グループを構成し、総資産は 3,056 億スイスフラン（2024 年 12 月末）と、業態別には第 4 位の銀行グループである。

国内に 212 の個別ライファイゼンバンクがあり、出資者である地域内の組合員（211 万 2,582 人）とそれ以外の顧客に対して 768 の支店等の拠点、10,753 人のフルタイム職員で金融サービスを提供している（2025 年 6 月末）³¹。なお、融資を受けられるのは組合員のみである。ライファイゼン・グループの意思決定においては、組合員による一人一票制の総会（general assembly）が重視される。

同グループの中央機関であるライファイゼン・スイスは、ライファイゼン・グループ全体の運営・戦略を担当し、グループ全体のリスク分散や流動性確保等の役割を担っている。この包括的な支援により、個別のライファイゼンバンクは、顧客に対する助言、銀行サービスの提供といったコアな業務に専念することが可能である。なお、ライファイゼン・スイスは 2022 年まで直営支店があったが、地域のライファイゼンバンクとなったことで 2023 年より支店数が 0 となっている³²。同グループの銀行は国内業務に集中しているため、大銀行のように国際金融市場の影響を強く受けることはない。

(5) ポストフィナンス (PostFinance Ltd.)

ポストフィナンス (PostFinance Ltd.) は「その他の銀行」の業態に分類されるが、2024 年 12 月末の総資産は 1,048 億スイスフランと、国内シェア 3% の銀行に相当するリテール金融機関であり、同時に、スイス連邦政府の国有株式会社であるスイスポスト (Swiss Post Ltd.) が 100% 保有する株式会社である³³。

2013 年 6 月、内閣による 2010 年「郵便組織法」（Post Organisation Act, POA）の実施決定を受けてスイスポスト (Swiss Post) が株式会社化され、同時にスイスポスト

²⁸ スイス地域銀行協会ウェブサイト <https://www.regionalbanken.ch/fr/banques-regionales/>

²⁹ スイス地域銀行協会ウェブサイト <https://www.regionalbanken.ch/fr/l-association/#banques-membres>

³⁰ Clientis Group ウェブサイト <https://www.clientis.ch/de/clientis-gruppe/finanzgruppe>

³¹ ライファイゼン・スイス “ Raiffeisen Group Key figures as at 30 June 2025 ”, p.4

³² ライファイゼン・スイス “ Raiffeisen Group Key figures as at 30 June 2025 ”, p.4

³³ ポストフィナンス “Annual Report 2024”, p.80

の一部門としてリテール金融業務を担当していたポストフィナンス（PostFinance）も株式会社化された。あわせてポストフィナンスは銀行免許を取得し、連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA）の監督下に入った。

2. 監督官庁と指導体制

現在、スイスの銀行は連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA）によって規制を受ける。2007年6月に成立した「連邦金融市場監督機構法」（Federal Act on the Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMASA）に基づき、2009年1月にFINMAが設立され、前身の連邦銀行委員会（Swiss Federal Banking Commission）が実施していた銀行監督業務を継承した。

同時に、連邦民間保険局（Federal Office of Private Insurance）、マネーロンダリング取締機構（Anti-Money Laundering Control Authority）もFINMAに統合され、ここに銀行、保険会社、証券取引会社、投資信託会社等の金融仲介機関及びマネーロンダリング等を横断的に規制・監督する体制が構築された。FINMAは規制対象の金融機関へ免許の発出権限を有し、法律、命令等の遵守状況を監督する。また、組織的、機能的、財政的にも連邦政府から独立し、連邦議会に直接報告を行う。

銀行の商慣習のガイドラインは、スイス銀行協会（The Swiss Bankers Association）が設定している。2015年には、全70条のデューデリジェンス（正規取扱）に関する行動規範（code of conduct）について、協会と個別銀行との間で協定が成立した³⁴。

スイス国立銀行（Swiss National Bank, SNB）は、1907年に独立した中央銀行として設立され、金融、通貨政策を担っている。根拠法は「スイス国立銀行連邦法」（Federal Act on the Swiss National Bank, National Bank Act, NBA）及び「国立銀行規則」（National Bank Ordinance, NBO）である。SNBは株式会社形態を取り、州や州立銀行等の公的部門がSNBの株式の75.8%を保有している。主な株主は、①ベルン州（the Canton of Berne）が6.63%、②チューリッヒ州（the Canton of Zurich）が5.23%、③個人投資家のTheo Siegert（Düsseldorf）が5.01%、④ボー州（the Canton of Vaud）が3.40%、⑤ザンクト・ガレン州（the Canton of St Gallen）が3.00%となっている。第3位を除き、第5位までの株主は公的部門である（2024年12月末）³⁵。

連邦憲法第99条により、SNBは国家のため金融、通貨政策を遂行すると規定されている。2004年5月1日に改正されたNBAに法的な根拠が規定され、連邦憲法による委任事項が詳細に記載されている。中央政府は、SNBの株式を所有せず政府保証もないが、理事会の大半の理事を政府が指名する。また、資本構成の変更については政府の了承が必要となる。同行には準備預金制度があり、状況によっては銀行の不良債権購入も行うことになっている。

独占禁止規制については、スイス連邦政府の独立委員会として、市場競争委員会（Competition Commission）が設置されている。金融機関の合併・買収に際しては、同委員会の許可が必要であり、市場での独占的地位が形成されないよう条件を提示する役割を担う。

スイスにおいても、他の先進国と同様に金融市場についての改革の必要性が指摘されたことがあった。古くからユニバーサル・バンク制度が採用されてきたため、金融

³⁴ Agreement on the Swiss banks' code of conduct with regard to the exercise of due diligence (CDB 16)

³⁵ スイス国立銀行（SNB），“Annual Report 2024, Business Report”, p.190

機関の業態の性質に応じた規制（業界規制）は取られておらず、その他の規制も他の先進国に比べて緩やかであったことなどから、政府の裁量の範囲においては制度改革の余地は僅かであった上、他国で見られるような改革の課題は比較的早期に達成しているといわれている³⁶。

近年では主に大規模金融機関に対する健全性規制に関して、改革が進められている。2008年の世界的な金融危機（リーマンショック）を踏まえて、スイス連邦政府は「大規模金融機関がもたらす国民経済リスクを制限するための専門委員会」（Commission of Experts for Limiting the Economic Risks Posed by Large Companies）を設置していくが、2010年10月、同委員会は「大規模金融機関がもたらす国民経済リスクを制限するための専門委員会最終報告書」（Final Report of the Commission of Experts for Limiting the Economic Risks Posed by Large Companies）³⁷を公表した。本報告書は、「システム上重要な銀行」（systemically important banks, SIBs）³⁸への適切な対応策を提示するものである。

同報告書が挙げている対応策の第一は、自己資本に関する規制の強化である。これは、システムに関連する金融機関に対して従来よりも高い自己資本比率を要求するものであり、例えば、クレディ・スイスやUBS AGといった大規模金融機関に対しては19%というバーゼルIIIの基準よりも高い自己資本比率の保持義務が設定されている。

第二は、流動性に関する規制の強化である。これについても、クレディ・スイスとUBS AGを念頭に置いて策定されたものであり、従来よりも高い流動性を保持することが義務付けられている³⁹。

第三は、リスク分散（risk diversification）の義務を課したことである。これは、インターバンク債権についてのカウンターパーティのエクスポージャー集中の制限や業務運営リスク管理を強化するものとなっている。

第四は、組織（organisation）に関する措置である。これは、大規模金融機関に対して、破綻時に備えた組織の構成（システム上重要となる機能を継続できる構成）を義務付けている。

また、健全性規制の強化に関連して、規制当局に関する改革も見られる。2011年、スイスでは金融機関の監督に関して新たな手法が導入され、監督をより効果的に行うことが可能となった⁴⁰。2011年4月21日に公表された「監督の有効性と効率性に関する報告書」（Report on Effectiveness and Efficiency in Supervision）⁴¹の中で、FINMAはこの新たな監督手法について詳細な説明をしている。システムリスクに着目したアプローチの監督手法であり、各行を資産規模に応じて分類し、分類ごとに監督を行うものである。UBSAG やクレディ・スイスはいずれも第1分類に該当し、資産規模の大きさゆえリスクが最も高いと見なされる。第1分類の銀行の総資産は業界の総資

³⁶ 財務省財務総合政策研究所「『経済の発展・衰退・再生に関する研究会』報告書」、153ページ、(2001年)。

³⁷ 大規模機関による国民経済リスクを制限するための専門委員会（Commission of Experts for Limiting the Economic Risks Posed by Large Companies (“Too big to fail” commission of experts）），“Final Report of the Commission of Experts for Limiting the Economic Risks Posed by Large Companies”，(2010年9月30日)

³⁸ これは、一般に「システム上重要な金融機関（Systemically Important Financial Institutions, SIFIs）」と呼ばれる概念に相当するものであり、金融機関のうち、金融危機等の有事に与え得る影響力が大きい、すなわち大きなシステムリスクを有する機関を意味している。

³⁹ 流動性に関しては、リーマンショックに加えてCOVID-19のパンデミックによる経験も踏まえ、SIBsがより高い流動性レベルを維持するための厳格な基準が2022年に導入されている。

<https://www.admin.ch/gov/en/start/documentation/media-releases.msg-id-89132.html>

⁴⁰ 連邦金融市場監督機構（FINMA）「アニュアルレポート（2011年）」

⁴¹ <https://www.finma.ch/en/news/2011/05/mm-aufsichtsbericht-20110502>

産全体のおよそ半分を占めている。金融機関のリスク分類の概要は図表 5 の通りであり、純資産や管理資産、優先保護対象預金、必要資本の額の規模に応じて、5段階に分類されることとされている。

図表 5：スイス銀行のリスク分類基準と銀行数の分布

Supervisory categories – banks and securities firms			
	Number of institutions	since 2023*	
		2024	2023
Category 1	Total assets Assets under management Privileged deposits Capital requirements	≥ 280 CHF billions ≥ 1625 CHF billions ≥ 32 CHF billions ≥ 20 CHF billions	1 1
Category 2	Total assets Assets under management Privileged deposits Capital requirements	≥ 115 CHF billions ≥ 815 CHF billions ≥ 21.5 CHF billions ≥ 2 CHF billions	3 3
Category 3	Total assets Assets under management Privileged deposits Capital requirements	≥ 17 CHF billions ≥ 32.5 CHF billions ≥ 0.53 CHF billions ≥ 0.25 CHF billions	27 28
Category 4	Total assets Assets under management Privileged deposits Capital requirements	≥ 1.125 CHF billions ≥ 3.25 CHF billions ≥ 0.105 CHF billions ≥ 0.05 CHF billions	58 57
Category 5	Total assets Assets under management Privileged deposits Capital requirements	< 1.125 CHF billions < 3.25 CHF billions < 0.105 CHF billions < 0.05 CHF billions	163 159
TOTAL		252	248

(出所) 連邦金融市場監督機構

<https://www.finma.ch/en/supervision/banks-and-securities-firms/categorisation/>

2016 年 7 月より、グローバルにシステム上重要な銀行 (globally systemically important banks, G-SIBs) に対して TBTF2 と呼ばれる規制が適用された。TBTF は「too big to fail」の頭字語で、巨大な銀行が一国の経済や金融システムに果たす役割や破綻時の影響の大きさから、経営上のリスクが高くても政府が「大きすぎてつぶせない」状態を指す。GDP の規模に比して巨大な大銀行を抱えるスイスでは、暗黙の政府保証が市場の歪みをもたらすとして、スイス政府は 2012 年に銀行の経営健全性やリスクに関する TBTF 規制を導入した。バーゼル III をはじめとする国際的な規制の潮流に適合するように制度を改めたものが TBTF2 規制である。TBTF2 規制では銀行を存続させることを前提とするシナリオ (going concern) と、銀行の清算時にシステム上重要な事業のみを継続させるシナリオ (gone concern) の両面から、破綻リスクに対処する資本の積み増し等が求められる。

TBTF2 規制の下でのクレディ・スイスの経営破綻を受け、SNB は、2023 年 6 月に発表した金融安定報告書において、自己資本規制の遵守だけでは銀行の信用力確保に不十分であったことや、預金流出の規模とペースが流動性規制の想定を上回ったこと等を教訓とすべきであると述べている。そして、TBTF2 規制に求められている定期的な見直しの一環として徹底的な分析を行い、その結果を 12 カ月以内に報告するとしている⁴²。一方、スイス連邦議会は、2023 年 7 月に、クレディ・スイスの経営破綻や救済の過程で FINMA や SNB が果たした役割について 12~15 カ月間の調査を実施する

⁴² SNB, "Financial Stability Report 2023", p.8

旨、発表した⁴³。その結果、連邦議会は TBTF2 規制を見直す必要があるとし、資本枠組みの脆弱性と危機時における銀行の流動性ニーズの両方に対処すること、具体的には、担保準備に関する最低要件の設定や公的流動性バックストップ（PLB）の導入を提案した。外国子会社を持つ銀行の資本要件に関する意見聴取を 2025 年後半に、流動性ニーズに関する協議は 2026 年前半に開始することとした⁴⁴。

なお、深刻な事態に対して迅速に対応できるよう、FINMA はより強力なチームを構築することが可能となっており、2011 年 7 月に「集中監督チーム」（Team Intensive Supervision, TIS）と称される特別な組織が設立された。TIS の目的は危機に対して迅速に対応し、対象となる金融機関が通常の監督に服する状態に戻すべきか否かを判断することにある。ある金融機関が通常でない状況となった場合、TIS はその機関の状況を把握するために現場検証や関係者との直接対話をを行い、適切なリスク対応戦略を立てる。もし、リスクに晒されている金融機関を通常の監督に服する状態に戻すことが困難であると判断された場合、TIS は適切な執行手続を行う準備をする必要がある。更に、監査法人との協力体制の構築も実行に移された。スイスの制度においては、大手銀行グループの監督に充てられる人員のおよそ 3 分の 2 が監査法人のスタッフである。

3. スイスの金融制度の特徴

スイスの銀行制度は、全ての銀行が証券や保険を含むあらゆる金融サービスを提供出来るというユニバーサルバンキングのコンセプトに基づいており、制度による業態の規制はない。

スイスの銀行と政府の金融システムとの関係については、社会资本等の充実又は経済発展等を目的とする、いわゆる開発金融機関は存在しないため、日本の「財投」の仕組みはない。インフラプロジェクトなど公的な事業のファイナンスは、どの金融機関でも商業ベースで参加することができる。

スイスでは預金者のプライバシーが厳格に保護してきた。預金者の個人データの保護は、連邦憲法の第一章「基本権」の第 13 条（私的領域の保護）で確立されており⁴⁵、預金者の口座情報に関する銀行関係者の守秘義務は BA 第十四章「不法行為責任及び罰則」の第 47 条に明記されている⁴⁶。これらに違反した行員には、重い罰金や懲役刑が科されるため、スイスのプライベートバンキングサービスを利用すれば顧客資産に関する情報を国外の税当局には公開しないと考えて、多くの国外の富裕層顧客がスイスの銀行に口座を開設してきた。また、スイスの州立銀行の低率課税も魅力的である。

⁴³ 谷口栄治、「バーゼル委員会と金融安定理事会が示す欧米銀破綻を受けた規制・監督上の論点」、日本総研『Research Focus』、2023 年 10 月 23 日

⁴⁴ 連邦議会プレスリリース <https://www.news.admin.ch/en/news/ty6FlsBuspE-AXC9ClJt> 「クレディ・スイス危機の教訓を踏まえた銀行の安定性のための措置を策定」（2025 年 6 月 6 日）

⁴⁵ スイス誓約者同盟の連邦憲法（Federal Constitution of the Swiss Confederation）の第一章「基本権」の第 13 条「私的領域の保護」において、「何人も、その私生活及び家族生活、その住居ならびにその信書、郵便及び電信の交換が尊重されることを請求することができる」（第 1 項）、「何人も、その個人的データが乱用から保護されるよう請求することができる」（第 2 項）と定めている。

⁴⁶ 連邦銀行法の第十四章「不法行為責任及び罰則」の第 47 条に、「何人であれ、銀行の役員、従業員、受任者、清算人若しくは理事の資格で、又は銀行業理事会の代表、認知された監査会社の役員若しくは従業員の資格で、委ねられた秘密又は知り得た秘密を漏らした者及び他人に職業上の守秘義務に違反するよう誘引した者は、3 年以下の禁錮により処罰されるものとする」（第 1 項）、「上記の行為が過失によるものである場合は、250,000 スイスフラン以下の罰金により処罰されるものとする」（第 2 項）、「職業上の守秘義務の違反は、役職若しくは雇用関係の終了後又は職務の実行の終了後であっても処罰されるものとする」（第 4 項）、「政府機関に対する証言及び情報提供の義務に関する連邦及び州の法令の規定が適用されるものとする」（第 5 項）と定めている。

った。

しかし、大銀行の UBS AG が米国富裕層顧客の脱税に加担したことが明らかになると、FINMA も監視を強化せざるを得なくなり、スイスの銀行も顧客名を公開しない範囲での米国への納税代行や、脱税だけでなく顕著な租税回避が行われている場合にも、国外の税務調査への支援をするようになった。

2015 年 5 月には、EU 加盟 28 カ国とスイスの間で自動的情報交換 (automatic exchange of information) の合意が成立した。この結果、2018 年からスイス税務当局は、EU 加盟国の居住者がスイスに持つ金融機関の口座情報をその口座名簿者が居住する国の当局に自動的に提供することになる。スイスの「秘密銀行口座」は外国人にとって過去のものとなりつつある。

4. 預金保険制度の枠組み

スイスには、保険料を事前に集めて危機に備えて貯めておくという、厳密な意味での預金「保険」制度はないが、連邦銀行法 (Swiss Federal Act on Banks and Savings Banks, Banking Act, BA) に預金者を保護する制度の定めがある。

BA 第 37a 条第 1 項、同 b 条により、銀行が倒産した場合、預金者一人当たり 10 万スイスフランまでの銀行預金は、「強制執行及び破産に関する連邦法」(Swiss Federal Act on Debt Enforcement and Bankruptcy) に規定されるクラス 2 の優先債務（優先債務の弁済区分は 3 つに分かれており、弁済順位はクラス 1 から 3 の順である）に区分されており、他の債務に優先して預金者に支払われる預金 (preferential deposits) である⁴⁷。この種類の預金を行っていた預金者は、倒産銀行から即時の支払 (immediate payments) を受けられる。2023 年 1 月から施行されている改正 BA (第 37h 条) では、この「即時」について 7 営業日以内と明記した⁴⁸。

もし倒産銀行に、この預金を支払う十分な資産がない場合又は当該行のスイス国内にある支店に預けられた預金が不足している場合は、「スイス銀行・証券会社預金者保護協会」(esisuisse : 旧名 Swiss Banks' and Securities Dealers' Depositor Protection Association⁴⁹) 加盟の金融機関が、全体で不足分を支払う義務がある。加盟銀行が負担する金額は、保護対象となる預金の 1.6% であり、60 億スイスフランを下回らないものとする⁵⁰。

連邦金融市场監督機構 (Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA) に規制・監督され、スイスに支店を置いている外国銀行を含む、全ての預金取扱金融機関は esisuisse に加盟の義務がある。なお、ポストフィナンス (PostFinance Ltd.) の提供する普通預金口座、貯蓄預金口座、定期預金口座等については、BA の規定により 10 万スイスフランまで保証されるが、郵政組織法 (Post Organisation Act, POA) 第 15 条の規定により、同法の施行 (2012 年 10 月) より 5 年間は国家が 10 万スイスフランまで保証することとされていた (但し、ポストフィナンス及びスイスポストの資産が不

⁴⁷ 連邦銀行法上は「privileged deposits」の語が用いられている。

⁴⁸ <https://www.swissbanking.ch/en/news-and-positions/press-releases/insight-4-21-en-deposit-insurance-strengthened-further#>

⁴⁹ 協会名は 2014 年 11 月より「Swiss Banks' and Securities Dealers' Depositor Protection Association、DPA」から「esisuisse」に変更された。

⁵⁰ esisuisse, Business Report 2022 (https://www.esisuisse.ch/media/files/1ONAZ5V5/20230606-Geschaeftsbericht_esisuisse-V100.pdf , p.38

足する場合に限る）。

このような預金者保護の仕組みは、1984年にスイス銀行協会の第18次総会で決定され、BAの改正に先駆けて自主規制的に開始された。この制度が最初にその役割を果たしたのは1991年10月の地域・貯蓄銀行の破綻時であった。この時は一預金・貯蓄口座当たり500スイスフランが支払われたが、それ以上の保証対象分⁵¹については法制度の不備により遅れが生じた反省から、破綻した銀行に対する強制執行や保証対象の拡大・明確化が行われた。

2001年から2003年にかけてBAや銀行規則（Ordinance on Banks and Savings Banks, Banking Ordinance, BO）の改定が行われ、預金者保護が制度化された。2005年8月、全ての銀行と証券ディーラーの署名によりスイス銀行・証券会社預金者保護協会（esisuisse）が発足した。同年12月、大銀行のUBS救済を契機とした預金者保護強化法（Depositor Protection Reinforcement Act）が施行され、預金者1人当たりの保証上限額が3万スイスフランから10万スイスフランへ、加盟金融機関によるesisuisseへの積立上限額が40億スイスフランから60億スイスフランへそれぞれ引き上げられた。

2008年10月29日に、当時ジュネーブに拠点を置いていたアイスランドのKaupthing Bankが破綻したことを契機に、esisuisseの全加盟機関に対し、「125%ルール」(125% rule)と呼ばれる規制が課せられた。これは加盟機関が、保証対象の預金額の125%相当額について速やかに現金化できる資産をスイス国内に確保することを定めたものである。

世界金融危機を経て、事前積立式（pre-fund）の預金保険制度の創設が議論され始めた。2009年に連邦評議会（Federal Council）は、10年間で100億スイスフランの預金保険基金を創設する草案を審議した。同草案は採用されなかったものの、2011年からBAに預金者保護の強化が盛り込まれた⁵²。

なお、ライファイゼン・スイスはesisuisseに加盟しているものの、グループとして別に預金者保護制度（reciprocal liability）を有している。esisuisseには2024年末時点で256の銀行と証券会社が加盟している⁵³。

⁵¹ 当時の支払上限額は預金者1人当たり3万スイスフランであった。

⁵² esisuisseが要件を満たせない場合に連邦評議会による預金者保護制度への監督権限を認めた、BA第37条h5が該当する条項であると推測される。

⁵³ esisuisse “Business report 2024”, p.51

第2章 郵便貯金の概要

1. 設立目的・沿革概要⁵⁴

1848年の連邦国家成立以前は、スイスの郵便制度は各州が管理していたが、1848年新憲法が制定され中央政府を持つ連邦国家が成立すると、郵便制度も1849年1月から連邦郵便（Federal Mail）として、全国的に統一された、より信頼性の高く廉価な郵便制度となった。1850年に郵便切手、1869年に世界で4番目となる郵便はがきを発行した。

1900年代初頭、現金需要の増大に対し、紙幣を発行・供給していた民間銀行、州立銀行は紙幣流通を管理できない状態に陥っていた。この状況に対応して、1906年に中央銀行（スイス国立銀行）の創設が決定された。同年、政府は、全国に4,000もの拠点を有する郵便局に現金を伴わない口座間資金移転（郵便小切手（postal cheque）及び振替業務（giro business））を担当させることとした。郵便小切手制度は簡易で利便性があることから、初年度の取扱高は4億5,000万スイスフランを上回った。

その後、スイスポストのポストフィナンス（PostFinance）は、1900年代を通じて国内外への送金・決済市場のリーダーシップを維持しつつ、クレジットカードの導入、オンラインバンキング・サービスの開始、生命保険の提供など、総合的な金融サービスを提供するようになった。例えば、1992年にスイスポスト初の金融サービスとして期間固定の預金商品（現在のmedium-term noteに相当）の取扱い及びクレジットカードの「ポストカード・ユーロカード」（Postcard Eurocard）の発行を開始した。1998年には、保険会社のWinterthur（現在のAXA）と提携し、スイスポストを通じて生命保険「Yellow life insurance」の取扱いを開始したほか、オンラインバンキング・サービス「Yellownet」を開始し、ポストフィナンスは利用者数で業界最大手となった。同年、「スイスの人々と経済に対し、質の高い、手ごろな郵便及び送金サービスを提供する」ことを目的に郵政改革が行われ、従来の連邦直轄下にあった郵便・通信事業体が、郵便・銀行・旅客輸送部門のスイスポスト（Swiss Post）と通信のスイスコム（Swisscom）に分割された⁵⁵。

1999年、安全で柔軟な預金手段として、預金口座（deposito account）の取扱いを開始した。2000年にはインターネット口座（e-Deposito）、2003年に企業向け預金口座の提供が開始された。

2000年代から他金融機関との提携などを積極化した。2003年、大銀行のUBSと共に住宅ローン「Yellow Mortgages」や年金商品「Yellow Pension Account 3a」の提供を始めた。2008年からはドイツのミュンヘナー・ヒポテーケン銀行（Münchener Hypothekenbank eG）と提携し、住宅ローン商品を提供している。2009年からは、UBSに代わって国内地域・貯蓄銀行最大手のValiant Bankと、個人及び中小企業向け貸付業務のための協定を結び、協力関係に入った。ポストフィナンスはローン商品のマーケティングと販売のみを担当し、Valiant Bankは与信管理に加えて、クレジット・リスクも負担する。ポストフィナンスとValiant Bankは首都ベルンに共同業務センター（joint processing center）を設立し、両社からスタッフを派遣している。

その他、ポストフィナンスは2010年からスマートフォン向けの無料アプリケーションを市場投入している。最寄りのATMや支店、郵便局等の拠点の案内表示のほか、

⁵⁴ スイスポストウェブサイト “Swiss Post’s history Overview of the development of the Group”、ポストフィナンスウェブサイト “History”に拠った。

⁵⁵ 財務省財務総合政策研究所「『経済の発展・衰退・再生に関する研究会』報告書 第6章 スイス」

株価をリアルタイムでチェック可能な機能、カメラでクレジットカードの情報をスキャンし、ネット決済可能な「Scan + Pay」といった機能を有する。

2011 年にポストフィナンスはスイスポストと共に「直接監督される金融仲介機関」のステータス (directly supervised financial intermediary status) を受け、「資金洗浄対策法」(Anti-Money Laundering Act, AMLA) の対象機関となった。その結果、ポストフィナンスはマネーロンダリング対策について連邦金融市場監督機構 (Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA) の監督に服することになった。

2013 年 6 月、2010 年郵政組織法 (Post Organisation Act, POA) の内閣による実施決定を受け、スイスポストは特別法に基づきスイス連邦が所有する株式会社 (public limited company) となった。根拠法令は、POA 及び「郵便業務法」(Postal Services Act, PA) であるが、POA 第 3 条により金融業務については、支払業務 (payment services)・預金の受入れ (accepting customers deposits)・口座関連業務 (account services and other related services)・自己名義での投資 (investments in its own name)・第三者を代理する金融業務と規定されており、直接住宅ローン等の貸付業務を行うことはできない。政府当局は、株式の一部放出と住宅ローン等の貸付業務の容認に向け、2020 年 6 月に法改正について審議手続きを開始したが⁵⁶、2022 年 4 月に上院金融委員会において、スイスポストについてはユニバーサル郵便サービスの範囲や資金調達についての検討がより優先的な政策課題であるとして、民営化議論の中止が提案された⁵⁷。政府は「2025-2028 年戦略目標」を採択し、スイスポストの自立的に財政を維持しながらユニバーサルサービスを提供する方針を再確認した⁵⁸。

2. 経営形態

ポストフィナンス (PostFinance Ltd.) は、株式会社となったスイスポスト (Swiss Post Ltd.) の子会社として、2013 年 6 月 26 日から一般法に基づく株式会社となった。株式資本は 20 億ユーロ、発行済株式数は 200 万株である⁵⁹。

現在の CEO は Beat Röthlisberger 氏で、2024 年 7 月 1 日から現職、以前のキャリアとしてバーゼル州立銀行 (Basler Kantonalbank) や UBS、スイス銀行での勤務経験を持つ⁶⁰。ポストフィナンスの取締役会は 7 名で構成されており、この内の 4 名はスイスポストが占める。残りの 3 名については、独立したメンバーが就任することとなっている⁶¹。

スイスポストは、事業分野ごとに子会社を設立・保有する。具体的には、Post CH Ltd. (ロジスティクス・サービス)、Post CH Digital Services (デジタルコミュニケーション・サービス)、Post CH Network Ltd. (郵便局や各種拠点の運営)、PostBus Ltd. (公共交通運送業務)、PostFinance Ltd. (リテール金融業務) の 5 つの事業を柱とする (図表

⁵⁶ 2020 年 6 月 5 日付スイスポストプレスリリース <https://www.post.ch/en/about-us/news/news/2020/partial-revision-of-the-postal-services-organization-act>

⁵⁷ <https://www.parlament.ch/press-releases/Pages/mm-fk-s-2022-04-05.aspx?lang=1033>

⁵⁸ 2023 年 9 月、下院においてもスイスポストを含めた公営企業の民営化議論の活発化を促す旨の議員発言があり、具体的な議論の進展はない模様である (<https://www.parlament.ch/en/ratsbetrieb/amtliches-bulletin/amtliches-bulletin-die-verhandlungen?SubjectId=61934>)。

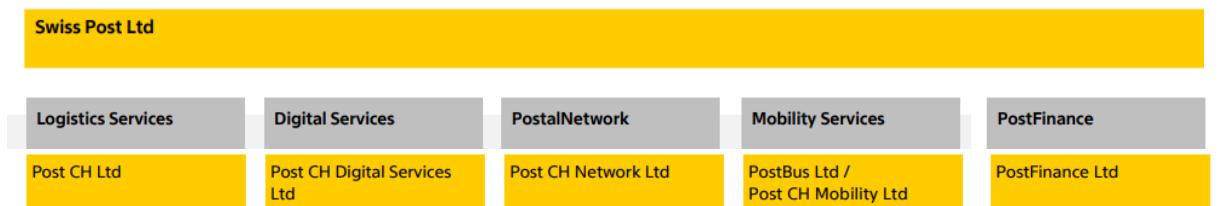
⁵⁹ 2025 年 1 月 29 日付スイスポストプレスリリース <https://www.post.ch/en/about-us/media/press-releases/2025/federal-council-adopts-strategic-goals-for-swiss-post>

⁶⁰ ポストフィナンスウェブサイト <https://www.postfinance.ch/en/about-us/company/organization.html>

⁶¹ ポストフィナンス, "Annual Report 2024", p.10

6) ⁶²。

図表 6：スイスポストの組織構造



(出所) スイスポストウェブサイト “[Group structure \(PDF\)](#)”より

3. 金融サービス提供の形態

(1) 郵便事業会社、郵便局運営会社との受委託関係

スイスポストは、Postal Services Ordinance により、送金・決済業務を含め提供すべきユニバーサルサービスの範囲を定められている（「9. 送金・決済業務概要」参照）。ポストフィナンスは、親会社であるスイスポストから、支払決済サービスについてユニバーサルサービス提供義務を果たす役割を委託されている⁶³。

(2) 直営局、提携局における金融サービスの提供状況

スイスポストは、[2024](#) 年 12 月末時点で直営郵便局 (self-operated branches) [765](#) 力所、提携郵便局 (Branches with partners) [1,230](#) 力所を有する⁶⁴。ポストフィナンス (PostFinance Ltd.) が提供する各種金融サービスのうち、現金収納、預金預入・引出、住宅ローン等の基本的な金融サービスは、主に直営郵便局を通じて提供されている。その他、主に顧客へのコンサルティングサービスの提供を行うポストフィナンスの支店が [33](#) 店舗、資産運用のアドバイザリーを行う同コンサルティングオフィス (consulting offices) が [57](#) 力所あり、これらの拠点でも金融サービスを提供している ([2024](#) 年 12 月末)⁶⁵。

(3) スイスポストの経営状況

[2024](#) 年の営業収入 (Operating revenue) は [76](#) 億スイスフラン、営業利益 (Operating profit) は [401](#) 百万フラン、当期グループ利益 (group profit) は [324](#) 百万スイスフランで、いずれも前年を上回った⁶⁶。最大の事業部門は郵便配達事業等を行うロジстиクス部門 ([2024](#) 年の営業収入 [44](#) 億スイスフラン、営業利益 [4](#) 億スイスフラン) で、ポストフィナンスによる金融サービス部門 (同 [19](#) 億スイスフランと [2](#) 億スイスフラン) がそれに続く ([2024](#) 年 12 月末)⁶⁷。従業員数は、フルタイム換算で [35,106](#) 人で、

⁶² スイスポストウェブサイト <https://www.post.ch/en/about-us/profile/swiss-post-group-structure>

⁶³ ポストフィナンス, “Annual Report 2024”, p.14

⁶⁴ スイスポスト, “Financial Report 2024”, p.10

⁶⁵ スイスポスト, “Financial Report 2024”, p.13

⁶⁶ スイスポスト, “Financial Report 2024”, p.32

⁶⁷ いずれも連結調整前の数字 (スイスポスト, “Financial Report 2024”, p.43)。

うち **3,486** 人がポストフィナンスに属する（**2024** 年 **12** 月末）⁶⁸。

図表 7：スイスポストの事業構造（**2024** 年）

Group Segment results	Operating revenue ¹	
	CHF million	
1.1. to 31.12.2024 with prior-year period CHF million, percent, full-time equivalents	2023	2024
Logistics Services	4,127	4,358
Communication Services	157	206
PostalNetwork	547	541
Mobility Services ⁵	1,069	1,160
PostFinance ⁶	1,961	1,897
Functions and Management ⁷	972	1,018
Consolidation	-1,554	-1,554
Group	7,279	7,626

出所：スイスポスト，“Financial Report **2024**”，p43

(4) 店舗・ATM 設置戦略

ポストフィナンスはスイス国内に **90** 店舗を展開しており⁶⁹、大部分の金融サービスは、スイスポストの直営郵便局等の拠点を通じて提供されている。ATM は **695** カ所に設置されている⁷⁰。スイスポストは、サービス拠点として物理的なアクセスポイントの存在が引き続き重要であると考え、提携郵便局を増やすとともに、直営郵便局も **600** カ所ほどを維持する意向である⁷¹。

スイスポストの拠点展開については、Postal Services Ordinance がユニバーサルサービス提供の観点から基準を設けている。同 Ordinance は 2019 年の修正で、①拠点へのアクセスのしやすさは国レベルでなく州レベルで測ること、②都市部では、住民又は勤労者 **15,000** 人当たりに 1 カ所の拠点を確保すること、③郵便局ネットワーク整備の計画や調整につき、スイスポストと各州政府は定期的に対話すること、④決済業務の拠点へのアクセスのしやすさにつき、（これまでの 30 分以内から）郵便事業と同じく **20** 分以内との条件にすること、等と定めている⁷²。

(5) DX の推進

2024 年のポストフィナンスの年間利用者数 **240.3** 万人のうち、オンラインサービス「e-Finance」ユーザーは **196.5** 万人で、全体の 8 割を占める⁷³。e-Finance サービスの

⁶⁸ スイスポスト，“Financial Report **2024**”，p.43

⁶⁹ <https://places.post.ch/standortsuche?needId=140&lang=en> (地図の上にある「Alle Standorte anzeigen」の項目から「PostFinance-Standorte」を選択して左の欄に表示された数字を採用。)

⁷⁰ <https://places.post.ch/standortsuche?needId=140&lang=en> (地図の上にある「Alle Standorte anzeigen」の項目から「Postomat」を選択して左の欄に表示された数字を採用。)

⁷¹ <https://www.post.ch/de/ueber-uns/aktuell/2024/die-wichtigsten-fakten-zur-entwicklung-des-postnetzes>

⁷² <https://www.post.ch/en/about-us/profile/swiss-post-and-politics/public-service-for-switzerland/postal-services-ordinance>

⁷³ ポストフィナンス，“Annual Report **2024**”，p.32

ウェブサイト(ポストフィナンスアプリ)では、資産管理(「Asset」)、送金(「Transfer」)、オンライン証券取引(「e-trading」)等のサービスが提供されている。資産管理では、普通預金、定期預金、信託口座、債券(medium-term note)、株式(e-trading)、退職口座(retirement savings account 3a)の各資産の現状だけでなく、クレジットカードの利用状況、住宅ローンの残額等の状況も表示されている。スイスでは、関連するすべての情報をQRコードでデジタル化した新たな決済方式(QR-bill)が導入され、2022年10月から旧方式による決済ができなくなっているが、ポストフィナンスアプリによるスキヤン等のe-finance上のサービスを通じ、QR-billに基づく支払いや請求に対応している⁷⁴。

関連会社TWINT Ltdのアプリ(TWINT)を用いたオンライン取引が利用件数を大きく伸ばしているほか⁷⁵、Swissquoteとの合弁で運営するYuhアプリを通じても、支払い、貯蓄、各種投資、仮想通貨取引等、多様な金融サービスを提供している⁷⁶。またポストフィナンスは、スイスポストやSwisscom・SwissSignと協力してスイスの銀行で初めて電子署名のための本人確認サービスを導入し、完全にオンラインでのクレジットカード等の申請が行えるようになった⁷⁷。

4. 預金業務概要

2024年末時点のポストフィナンス(PostFinance Ltd.)の口座数は、個人顧客口座が216万、法人顧客口座が25万の計240万口座となっている⁷⁸。

個人顧客に対しては、若年層を取り込むことを目的として、20歳までの顧客には2万5千スイス Franc(又はユーロ)以下の口座残高の金利を優遇している。また、学生(18~30歳)向けprivate accountでも2万5千スイス Franc(又はユーロ)以下の口座残高について金利を優遇している⁷⁹。

ポストフィナンスの預金残高(amounts due in respect of customer deposits)は883億スイス Francである(2024年12月末)⁸⁰。

⁷⁴ <https://www.postfinance.ch/en/private/products/payments/qrbill.html>,
<https://www.postfinance.ch/en/business/products/invoices/qr-bill.html>

⁷⁵ ポストフィナンス, “Annual Report 2024”, p.34

⁷⁶ <https://www.postfinance.ch/en/private/products/digital-banking/yuh-app.html>

⁷⁷ <https://www.postfinance.ch/en/business/products/other-solutions/identification-signature/electronic-signature.html>

⁷⁸ ポストフィナンス, “Annual Report 2024”, p32

⁷⁹ <https://www.postfinance.ch/en/subject/current-interest-rates.html#/>

⁸⁰ ポストフィナンス “Annual Report 2024”, p.48

図表 8：預本金利の比較

		ポストフィナンス		UBS	
		金利	備考	金利	備考
一般口座	決済	0.00%		0.00%	
	貯蓄	0.00%		0.05% 0.01%	5万CHF/EURまで 5万CHF/EUR超
若年層向け	決済	0.10% 0.00%	2.5万CHF/EUR未満 2.5万CHF/EUR以上	1.00% 0.10% 0.00%	1千CHFまで 10万CHFまで 10万CHF超
	貯蓄	0.25% 0.00%	2.5万CHF/EUR未満 2.5万CHF/EUR以上	5.00% 0.30% 0.01%	1千CHFまで 5万CHFまで 5万CHF超
学生(18~30歳未満)	決済	0.10% 0.00%	2.5万CHF/EUR未満 2.5万CHF/EUR以上	1.00% 0.10% 0.00%	1千CHFまで 10万CHFまで 10万CHF超
退職口座	個人年金 (3a)	0.05%		0.20%	
	企業年金	0.00%		0.05%	

(出所) ポストフィナンス、UBS Switzerland AG ウェブサイト⁸¹をもとに作成

5. 口座維持手数料等の導入状況

ポストフィナンスの支払い口座と普通預金口座は、口座利用に伴う様々なサービスをまとめた 2 種類のパッケージで管理されている⁸²。個人資産残高が 25,000 スイスフラン以下の口座についての口座維持手数料は、Smart パッケージは毎月 5 スイスフラン、SmartPlus パッケージは同 10 スイスフランの設定となっている。残高が上記を超える場合や、生命保険や住宅ローン利用者口座については、口座維持手数料は、Smart パッケージが無料、SmartPlus パッケージが毎月 5 スイスフランとなっている⁸³。

6. リスク性金融商品概要

オンライン上の資産運用サービス (e-asset management) により、ポストフィナンスの専門家の助言による投資信託サービスを提供している⁸⁴。顧客自らが運用する場合にも、ポストフィナンスが提供するファンドや他企業のファンドへの投資につき、口座管理等のサービスを提供している⁸⁵。

⁸¹ <https://www.postfinance.ch/en/private/products/interest-rates.html#/>、<https://www.ubs.com/ch/en/private/interest-rates.html>

⁸² <https://www.postfinance.ch/en/private/paying-saving/banking-packages.html>

⁸³ <https://www.postfinance.ch/en/private/paying-saving/banking-packages/banking-packages-for-adults/#846b68>

⁸⁴ <https://www.postfinance.ch/en/private/investing/solutions/asset-management/e-asset-management.html>

⁸⁵ <https://www.postfinance.ch/en/private/investing.html#/>

7. 貸付業務概要

郵便組織法において提供できる金融サービスが限定列挙されており、ポストフィナンスは自社で企業向けローンや住宅ローンを実行できることとなっている。そのため、企業向けローンについては、協力関係にあるクラウドレンディング会社 LEND のプラットフォームを通じて中小企業向け融資を行う形を取っている⁸⁶。

住宅ローンは、同様に協力関係にある Valiant Bank AG、Münchner Hypothekenbank eG、CredEx AG の商品を提供する形を取っている⁸⁷。

個人向けローンは、Valora Schweiz AG の支店である bob Finance と提携して個人ローンを提供している⁸⁸。2024 年末時点の残高は 123 億スイスフランとなっている⁸⁹。

8. 金融包摂への取組み

ポストフィナンスは、決済取引におけるユニバーサルサービスの提供について、親会社であるスイスポストと定期的な連絡体制を構築している。FINMA、連邦通信庁 (Federal Office of Communications, OFCOM) 及び SNB に対しても、それぞれの所管範囲の業務内容につき、所定の方法に基づいて定期的に報告している。個人や事業者の顧客向けには、お金や投資に関する最近のトピックスについてブログ等の媒体を通じて調査や情報提供を行い、各種のソーシャルネットワークサービス上で対話の形成にも積極的に関わっている。

9. 送金・決済業務概要

ユニバーサル・サービスとして、2012 年郵便条例で定められている送金・決済サービスは、①口座開設と維持 ②他人口座への送金指示 ③他人口座への現金入金の指示 ④自己口座への現金入金 ⑤自己口座からの現金引出であり、このうち少なくとも 1 つを提供する義務が課せられている。

この基本サービスに加えて、顧客特性に合わせた様々な種類のクレジットカード（富裕層顧客向けにはプラチナカード、クレジットカードの与信審査が通らない顧客向けには Master カードの加盟店で使える前払式のデビットカード「PostFinance MasterCard Value」等）や、オンライン決済機能を備えた各種アプリケーションの提供を行っている。

10. インターネットバンキング

ポストフィナンスは、スイスでインターネットが安価に利用できるようになった 1990 年代後半にオンラインバンキング・サービス「Yellownet」を開発し、2010 年にはスイスの金融機関で初めてモバイル機器用の無料アプリを導入した⁹⁰。モバイル用アプリでは、口座からの送金やクレジットカードの管理、証券取引、外貨取引等、幅広

⁸⁶ <https://www.postfinance.ch/en/business/products/liquidity/manage-liquidity/lend-loan.html>

⁸⁷ <https://www.postfinance.ch/de/ueber-uns/medien/newsroom/gestaerkte-postfinance-hypothek.html>

⁸⁸ <https://www.postfinance.ch/en/private/financing/personal-loan.html>

⁸⁹ ポストフィナンス, “Annual Report 2024”, p.48

⁹⁰ <https://www.postfinance.ch/en/about-us/company/pioneer-stories/online-banking-a-quick-look-back.html>

い金融サービスを提供している⁹¹。

e-Finance サービスのウェブサイト（ポストフィナンスアプリ）は、スイスが 2022 年 10 月に導入した新たな決済方式（QR-bill）にも対応している⁹²。関連会社 TWINT Ltd のアプリ（TWINT）を用いたオンライン取引や、Swissquote との合弁で運営する Yuh アプリを通じた支払い、貯蓄、各種投資、仮想通貨取引等、多様な金融サービスを提供している⁹³。2024 年の e-Finance ユーザーは、ポストフィナンスの利用者全体の 8 割を占める 196.5 万人となっている⁹⁴。

11. 国際業務概要

ポストフィナンスはスイス国内での業務に注力しており、国際的なサービスは海外送金に限られる。海外送金手段としては、郵便局カウンター及び e-Finance でのジャイロインターナショナル（Giro international）による口座間送金やキャッシュインターナショナルによる 227 カ国への現金送金サービスを提供している⁹⁵。e-Finance を使えば単一ユーロ決済圏（Single Euro Payments Area, SEPA）内のクロスボーダー送金は無料となる⁹⁶。ポストファイナンスアプリによるモバイル端末を通じたモバイル送金サービスも提供されている。

12. 付随業務概要

デビットカード、クレジットカード、外国為替、旅行小切手、等の海外旅行関連決済サービスを提供している。

13. 資金運用

ポストフィナンスの総資産 1,048 億スイスフランのうち、金融資産（financial investments）が 545 億スイスフラン、顧客ローン（amounts due from customers）が 123 億スイスフランと、合計で全体の 64%を占めている⁹⁷。金融資産の内訳は、満期保有目的の債券が全体の 99.8%相当の 544 億スイスフランを占めており、株式等は 0.8 億スイスフランに留まっている⁹⁸。これらの資産から得られる金利・配当金収入が 3.6 億スイスフラン、貸付利子収入が 1.0 億スイスフラン（いずれもグロス）と営業収入（operating income : 12 億スイスフラン）の 38%を占める（2024 年 12 月末）⁹⁹。

金融資産の通貨別では、69%相当の 375 億スイスフランは、スイスフラン建ての資産である他、ユーロが 104 億スイスフラン相当（構成比 19%）、米ドルが 56 億スイ

⁹¹ <https://www.postfinance.ch/en/private/products/digital-banking/e-finance.html>

⁹² <https://www.postfinance.ch/en/private/products/payments/qrbill.html>、
<https://www.postfinance.ch/en/business/products/invoices/qr-bill.html>

⁹³ ポストフィナンス，“Annual Report 2024”，p.6

⁹⁴ ポストフィナンス，“Annual Report 2024”，p.32

⁹⁵ <https://www.postfinance.ch/en/private/paying-saving/convert-currency-foreign-exchange/countries-overview.html#/country/overview>

⁹⁶ <https://www.postfinance.ch/en/private/paying-saving/international-payments/sepa-direct-debit-scheme.html>

⁹⁷ ポストフィナンス，“Annual Report 2024”，p.48

⁹⁸ ポストフィナンス，“Annual Report 2024”，p.74

⁹⁹ ポストフィナンス，“Annual Report 2024”，p.50

スフラン相当（同 10%）となっている¹⁰⁰。なお、日本円の残高はない。

14. 窓口取扱時間

郵便局の窓口の取扱時間は郵便局によってまちまちである。場所や利便性を考慮して営業時間は設定されている。例えば、ベルン中央駅近くにある郵便局は平日が 9 時から 12 時半と 13 時半から 18 時の営業、土曜日と日曜日は休みであるが¹⁰¹、ローザンヌの商業施設内にある郵便局は、月曜日から木曜日が 8 時から 19 時の営業、金曜日が 8 時から 20 時半の営業、土曜日が 8 時から 18 時の営業、日曜日が休みとなっている¹⁰²。なお、営業時間は郵便局ごとにインターネット上で公表されている。

ポストフィナンス（PostFinance Ltd.）は、23 州に計 90 支店を展開している¹⁰³。窓口取扱時間は店舗によって異なり、事前のアポイントメントによってのみ営業をする店舗もある（appointments by request）。

また、ポストフィナンスの商品やサービスに関する問い合わせに対応するコールセンターは、平日 8 時から 20 時までと、土曜日 8 時から 17 時まで電話を受け付けている¹⁰⁴。

15. 他行、地域金融機関等との協業ビジネスの展開

ポストフィナンスは、自社による提供が禁じられている企業向けローンや住宅ローンについて、他機関（Valiant Bank AG、Münchener Hypothekenbank eG、CredEx AG、LEND）との協力に基づきサービスを提供している。また、「3.(5)DX の推進」に記述のとおり、モバイル決済アプリ TWINT を運営する会社への出資や、オンライン専門の銀行サービス提供会社 Swissquote との合弁 Yuh Ltd が運用するアプリを通じた支払い、貯蓄、各種投資、仮想通貨取引等の金融サービス提供を行っている¹⁰⁵。

上記の他、企業の業務プロセス自動化支援会社 Axon IVY AG との合弁として設立した Finform AG が提供するサービスにより、ポストフィナンスアプリのサービス向上や、窓口での口座開設の迅速化を図っている¹⁰⁶。ブロックチェーン技術を用いた再エネ電力料金課金プラットフォームを提供する Ormera AG、オンライン上で金融サービスに関する助言を行う moneymeets (Moneymeets Community GmbH) 等のフィンテック企業にも出資している¹⁰⁷。

新たなビジネスモデルやテクノロジーへのアクセスを重視しており、スケールアップ企業への資金提供を行っている。2016 年から新規事業への投資を始め、2024 年末時点で、革新的なスケールアップ企業への投資が 15 件、既存企業への投資が 8 件となった¹⁰⁸。

¹⁰⁰ ポストフィナンス, “Annual Report 2024”, p.84

¹⁰¹ https://places.post.ch/en/001PFFIL_001213778/postfinance-store-bern-postparc

¹⁰² https://places.post.ch/en/001PST_001114546/post-branch-1032-romanel-sur-lausanne

¹⁰³ スイスポストのウェブサイト (<https://places.post.ch/location-search?shortcut=en-locations>) における国内店舗検索で示された数値。

¹⁰⁴ <https://www.postfinance.ch/en/support/hotline.html>

¹⁰⁵ <https://www.postfinance.ch/en/private/products/digital-banking/yuh-app.html>

¹⁰⁶ <https://www.postfinance.ch/en/about-us/media/newsroom/alessandro-rausa-appointed-new-ceo-of-finiform.html>

¹⁰⁷ ポストフィナンス, “Annual Report 2024”, p.75

¹⁰⁸ ポストフィナンス, “Annual Report 2024”, p.41

16. 財務諸表

ポストフィナンスの財務諸表は 2015 年度より、従来の BAG Bank Accounting Guideline (art. 23-27 Banking Ordinance, FINMA Circular 2008/2 “Accounting – Banks”) に代えて連邦金融市場監督機構 (Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA) が発表する銀行会計規則 (Accounting Rules for Banks, ARB) に準拠して作成されている¹⁰⁹。

2024 年末時点の総資産の構成をみると、「13. 資産運用」で述べたとおり、ポストフィナンスの総資産 **1,048** 億スイスフランのうち、金融資産 (financial investments) が **545** 億スイスフラン、顧客ローン (amounts due from customers) が **123** 億スイスフランと、合計で全体の **64%**を占めている。負債サイドでは、顧客預金 (amounts due in respect of customer deposits) が **883** 億スイスフランと **84%**を占める¹¹⁰。

収益面では、2024 年の営業収入 **12.0** 億スイスフランに対し、営業利益は **1.1** 億スイスフラン、当期利益は **1.2** 億スイスフランであった。同年の営業収入の事業部門別構成は、預貸業務による収入が **38%**、手数料収入が **34%**で、両部門合計で 7 割以上となっている¹¹¹。

¹⁰⁹ 親会社のスイスポストの財務諸表は、国際会計基準 (International Financial Reporting Standards、IFRS) に準拠して作成されている。

¹¹⁰ ポストフィナンス, “Annual Report 2024”, p.48

¹¹¹ ポストフィナンス, “Annual Report 2024”, p.50

図表 9：ポストフィナンスの貸借対照表

CHF million	Notes	31.12.2023	31.12.2024
Assets			
Liquid assets		27,090	32,947
Amounts due from banks		2,889	2,738
Amounts due from securities financing transactions	5	–	–
Amounts due from customers	6	11,871	12,276
Mortgage loans	6	0	–
Trading portfolio assets		–	–
Positive replacement values of derivative financial instruments	7	1,330	769
Other financial instruments at fair value		–	–
Financial investments	8	57,485	54,479
Accrued income and prepaid expenses		395	445
Participations	9,10	143	143
Tangible fixed assets	11	991	961
Intangible assets	12	6	5
Other assets	13	57	73
Total assets		102,257	104,836
Liabilities			
Amounts due to banks		1,520	809
Liabilities from securities financing transactions	5	4,100	8,490
Amounts due in respect of customer deposits		89,607	88,326
Trading portfolio liabilities		–	–
Negative replacement values of derivative financial instruments	7	10	207
Liabilities from other financial instruments at fair value		–	–
Cash bonds		123	140
Bond issues and central mortgage institution loans		–	–
Accrued expenses and deferred income		132	131
Other liabilities	13	466	430
Provisions	16	35	33
Reserves for general banking risks		–	–
Bank's capital	17	2,000	2,000
Statutory capital reserve		4,140	4,140
of which tax-exempt capital contribution reserve		4,140	4,140
Statutory retained earnings reserve		–	–
Voluntary retained earnings reserves		–	–
Profit/loss carried forward		-40	10
Profit		164	120
Total liabilities		102,257	104,836

出所：ポストフィナンス，“Annual Report 2024” p.48

図表 10：ポストフィナンスの損益計算書

CHF million	Notes	2023	2024
Interest and discount income		659	523
Interest and dividend income from trading portfolios		—	—
Interest and dividend income from financial investments		299	361
Interest expense		-447	-387
Gross result from interest operations		511	497
Changes in value adjustments for default risks and losses from interest operations	5	—	-40
Net result from interest operations		516	457
Commission income from securities trading and investment activities		86	99
Commission income from lending activities		21	22
Commission income from other services		610	606
Commission expense		-329	-323
Result from commission business and services		388	404
Result from trading activities and the fair value option	27	214	230
Result from the disposal of financial investments		—	2
Income from participations		4	5
Result from real estate		64	61
Other ordinary income		49	42
Other ordinary expenses		—	-1
Other result from ordinary activities		117	109
Operating income		1,235	1,200
Personnel expenses	28	-469	-509
General and administrative expenses	29	-492	-500
Operating expenses		-961	-1,009
Value adjustments on participations and depreciation and amortization of tangible fixed assets and intangible assets		-78	-68
Changes to provisions and other value adjustments, and losses		-11	-13
Operating result		185	110
Extraordinary income	30	10	39
Extraordinary expenses	30	0	0
Changes in reserves for general banking risks		—	—
Earnings before taxes		195	149
Taxes	31	-31	-29
Profit		164	120

出所：ポストフィナンス，“Annual Report 2024” p.50

第3章 民間リテール金融機関の概要

スイスの民間リテール金融機関としては、2023年のクレディ・スイス・グループの救済買収による合併で唯一の「大銀行」となったUBSグループの規模が突出し、信用協同組合の形態をとるライファイゼンバンクがグループとして全銀行の総資産合計の8%を占めて、これに続いている。「地域・貯蓄銀行」や、スイス国立銀行(SNB)の分類で「その他の銀行」に属する民間金融機関は、上位行でもその資産規模は全銀行の総資産合計の1%前後に過ぎない。以上の構造を踏まえ、本章では、UBSグループとライファイゼン・グループを取り上げることとする。

1. UBS グループ (UBS Group AG)

(1) 総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア

クレディ・スイス合併後にUBSグループのみとなったSNB統計の「Big Banks」では、2024年12月末時点での、総資産は1兆4,212億スイスフラン、預金残高(Amounts due in respect of customer deposits)6,966億スイスフラン、融資残高(Amounts due from customers)2,395億スイスフランである。UBSグループの2024年のリテール部門の顧客数は約260万人であった¹¹²。総資産、預金残高、融資残高すべてにおいて高い市場シェアを有し、総資産は全銀行の総資産合計の4割超を占めている(2024年12月末)。

図表11：「Big Banks 及び Raiffeisen Banks」の総資産、預金残高、融資残高の推移

End of year In CHF millions		Assets		Liabilities	
		Amounts due from customers	Mortgage loans	Total assets	Amounts due in respect of customer deposits
		Total domestic and foreign			
Banks in Switzerland	2022	609 820	1 214 012	3 599 265	2 035 283
	2023	494 784	1 230 370	3 421 820	1 924 964
	2024	507 696	1 263 883	3 479 746	1 986 978
Big banks	2022	343 301	338 455	1 552 113	727 536
	2023	247 095	323 281	1 445 397	685 106
	2024	239 507	316 683	1 421 200	696 639
Raiffeisen Banks	2022	10 909	203 656	280 635	204 785
	2023	11 590	211 001	297 135	207 843
	2024	12 269	220 757	305 611	214 876

出所：スイス国立銀行, Annual banking statistics¹¹³より

¹¹² UBS Group AG, "Annual Report 2024", p.34

¹¹³ <https://data.snb.ch/en/publishingSet/BIDS>

(2) 預資金利、融資条件等の現状

UBS グループの預資金利は前掲図表 8 の通りである。

融資条件については、住宅ローンの金利優遇プランが用意されている。初めての住宅購入や他機関の住宅ローン返済に対しては 0.3% の金利優遇、エネルギー効率の高い不動産（モーゲージ・グリーン）に対しては 0.4% の金利優遇がある¹¹⁴。

(3) 提供商品

貯蓄商品としては、上掲表記載の各種口座が提供されている。ウェルスマネジメント部門では、株式、債券、不動産、上場投資信託（ETF）、ヘッジファンド、プライベート・マーケット等の幅広いリスク性金融商品を扱っている¹¹⁵。貸付商品としては、BANK-now の各種ローンがあるほか、住宅所有者には金利優遇の不動産担保ローンが提供されている¹¹⁶。

(4) 子会社、関連会社への出資状況

UBS グループは、クレディ・スイス・グループの買収後、直接 100% 出資する UBS AG と Credit Suisse Holdings を傘下に統合された。UBS AG として 9 社（米国 5 社、スイス 2 社、ドイツ 1 社、英国 1 社）有し、英国以外の 8 社に 100% 出資している¹¹⁷。

図表 12：UBS グループの組織図



出所：UBS Group AG “Annual Report 2024” p.14

その他、“Individually significant subsidiaries” 以外の子会社が 16 社（米国 5 社、英国・日本各 3 社、イス、ブラジル、モナコ、中国（香港）、豪州に各 1 社）あり、日本の 1 社（UBS SuMi TRUST Wealth Management Co., Ltd.。51% 出資）を除き、UBS グループが 100% 出資している¹¹⁸。

¹¹⁴ https://www.ubs.com/ch/en/private/mortgages/products/special-offers.html?intCampID=Step04_Link2

¹¹⁵ <https://www.ubs.com/ch/en/services/investments/products.html>

¹¹⁶ <https://secure.ubs.com/ch/en/services/mortgages-and-financing/personal-loan.html>

¹¹⁷ UBS Group AG, “Annual Report 2024”, p.366

¹¹⁸ UBS Group AG, “Annual Report 2024”, p.366

(5) ESG 投資

UBS グループは、ネット・ゼロ・アセット・マネージャーズ・イニシアティブ（Net Zero Asset Managers initiative）の創設メンバーとして、同イニシアティブが掲げる目標に従い、**2030 年までに運用資産総額の 20%**について **2019 年比 50%**の温室効果ガス排出削減を達成することを目指している。**2024 年末時点**で、**ネットゼロ目標の総資産は 644 億米ドルと 2023 年末の 355 億米ドルから拡大した¹¹⁹**。

2021 年にグローバル・バンキング部門内に ESG 専門のアドバイザリー・チームを設立し、**2022** 年には法人顧客顧客向けに計 **480 億米ドル** のグリーン・ボンド、ソーシャル・ボンド、サステナビリティ・ボンド等を発行した¹²⁰。個人顧客向けにも、サステナブル貯蓄口座の提供、テーマ別のサステナブル投資商品の提案、助言の拡充等を行っている¹²¹。**2024** 年のサステナブル投資の実績は **3,476 億米ドル**（**2023** 年は **3,513 億米ドル**）で、**2025** 年までに **4,000 億米ドル**が目標とされている¹²²。

(6) TCFD 提言への対応

UBS グループは **2016** 年に TCFD のメンバーとなり、**2017** 年から TCFD 提言に従った内容の情報開示を開始した¹²³。**2022** 年には、これまでのレポートに加えて新たなレポート（Climate and Nature Report）を発行し、気候関連のリスクや機会に関する組織のガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標、という TCFD の開示推奨項目に沿った形で報告を行っている。

目標に関しては、スコープ 1 と 2 の温室効果ガス排出量を **2035 年までにネットゼロ** とすることに加え、融資業務における不動産、化石燃料、発電、セメントの部門ごとの **2030 年までの排出削減目標（2021 年比）** を掲げている。さらに **2050 年までに資産運用業務について顧客一任ポートフォリオのネットゼロを、それぞれ達成するとのロードマップを描いている¹²⁴**。

2. ライファイゼン・グループ（Raiffeisen Group）

(1) 総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア

ライファイゼン・グループの総資産は **3,056 億スイスフラン**、預金残高は **2,149 億スイスフラン**、融資残高は **2,330 億スイスフラン**で、この内約 **95%**の **2,208 億スイスフラン**が住宅ローンである（**2024 年 12 月末**）。預金残高や融資残高が **1 割強**の市場シェアを有する（**2024 年 12 月末**）。**2024** 年の顧客数は **373 万人**である¹²⁵。

¹¹⁹ https://secure.ubs.com/minisites/group-functions/investor-relations/sustainability-report/2024/digital-sr24/digital-sr24/index.html#book_5_1

¹²⁰ UBS Group AG, “Annual Report 2022”, p.26

¹²¹ UBS Group AG, “Annual Report 2022”, p.46、<https://www.ubs.com/global/en/wealth-management/sustainable-investing.html#tab-1665353741>

¹²² UBS Gourp AG, “Sustainability Report 2024”, p.35

¹²³ UBS Gourp AG, “Sustainability Report 2021”, p.37

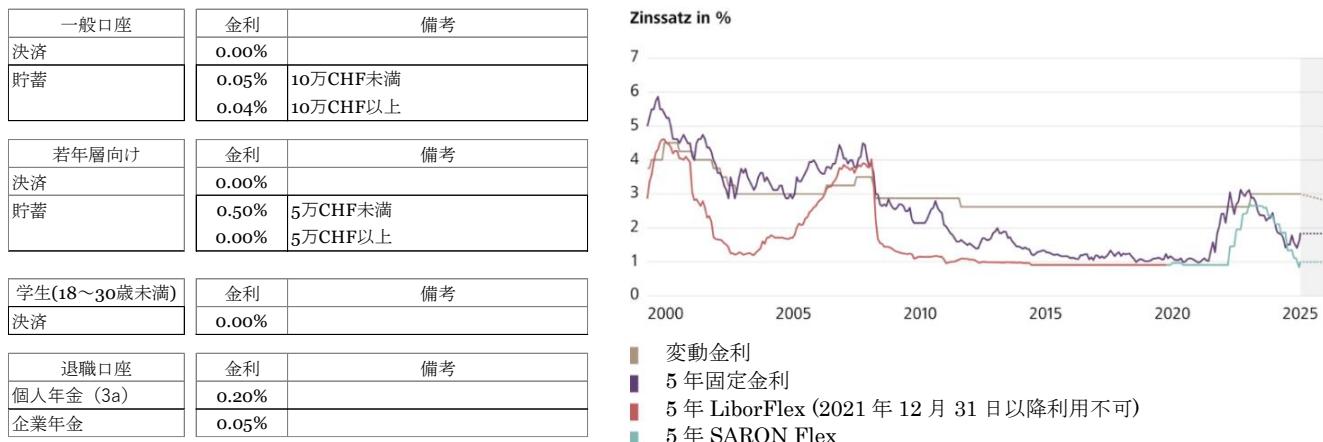
¹²⁴ https://secure.ubs.com/minisites/group-functions/investor-relations/sustainability-report/2024/digital-sr24/digital-sr24/index.html#book_5_1

¹²⁵ ライファイゼン・スイス, “Raiffeisen Group –Annual Report 2024”, p.17

(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状

グループの中央機関であるライファイゼン・スイスの各種預金口座の条件は、**2025年11月**時点では原則として下表のとおりとなっている。一般貯蓄口座の利率は**0.05%**、若年層向けには条件を優遇した口座がある。融資の太宗を占める住宅ローンの金利については、ライファイゼン・スイスのウェブサイト上で情報提供されている¹²⁶。

図表 13：ライファイゼン・スイスの預金金利と住宅ローン金利



出所：ライファイゼン・スイス ウェブサイト¹²⁷

(3) 提供商品

貯蓄型の金融商品としては、上述の各種普通預金の他、スイスの年金制度に基づく年金貯蓄口座等が提供されている。様々な運用タイプの投資信託や外貨取引サービスも扱っている。保険商品としては、la Mobilière の協力により、生命保険、住宅保険、自動車保険、旅行保険等、幅広い商品を取り揃えている。貸付に関しては、上述のとおりほとんどが住宅ローンであるが、その他、証券取引に必要な資金の融資や、パートナー企業の Cembra Money Bank AG を通じた個人向けローンを提供している¹²⁸。

(4) 子会社、関連会社への出資状況

2024年末時点で、ライファイゼン・スイス他のグループ企業**5**社に過半数出資している。うち**4**社—グループの中央機関であるライファイゼン・スイス (Raiffeisen Switzerland Cooperative)、Raiffeisen Immo Ltd (ブローカーサービス)、KMU Capital Ltd (金融サービス)、Raiffeisen Switzerland B.V. Amsterdam (金融サービス) —へは**100%**の出資であり、この中のKMU Capital Ltd の関連会社であるKMU Capital Holding Ltd に**60%**を出資している¹²⁹。

¹²⁶ <https://www.raiffeisen.ch/bern/de/privatkunden/hypotheken/hypothekenzinsen.html>

¹²⁷ <https://www.raiffeisen.ch/content/dam/www/bern/pdf-ab-2024/zinss%C3%A4tze-und-preise/2025/konto-zinsen-pk-2025-ab-01-11.pdf>

¹²⁸ <https://www.raiffeisen.ch/bern/de/privatkunden/kredite/privatkredit.html>

¹²⁹ ライファイゼン・グループ，“Annual Report 2024”，p.117

(5) ESG 投資

ライファイゼン・グループの年金及び投資業務では、持続可能性を考慮した商品であることを示す「Futura」ラベルを付した商品が提供されている。Futura ラベルの商品は、軍備、原子力、ギャンブル、石炭、石油といった特定分野を投資や運用の対象から除外し、かつ同グループ及び第三者機関による持続可能性の審査を通ったものである。アドバイザリー業務に関しても、一定の ESG 基準を満たすもののみが検討対象とされている。**2024** 年のファンド資産は、**前年比 14.8%増の 168 億スイスフラン**となり、ファンド総額に占める Futura ファンドの比率は **89.7%** であった¹³⁰。2022 年 11 月からは、5 万スイスフラン以上のすべての資産運用業務に ESG 基準が導入されている¹³¹。

(6) TCFD 提言への対応

2021 年以降、融資における温室効果ガス排出についても国際的な業界イニシアティブである金融向け炭素会計パートナーシップ（Partnership for Carbon Accounting Financials）の基準に沿って計測し、TCFD 提言に従って気候情報を包括的に開示している¹³²。プレスリリースでは、気候変動に関するライファイゼン・スイスの経営陣を中心としたガバナンス体制、2050 年までにネットゼロ、2030 年までに業務（スコープ 1 及びスコープ 2）におけるネットゼロという気候変動戦略の目標、気候変動が各事業にもたらす機会とリスク等について述べている。また、住宅ローンの対象となる建物からの温室効果ガス排出、及び、グループの業務（スコープ 1 及びスコープ 2）による温室効果ガス排出について、2035 年までの削減目標を定量的に示している。

¹³⁰ ライファイゼン・グループ, “Annual Report 2024”, p.175

¹³¹ ライファイゼン・グループ, “Annual Report 2022”, p.48

¹³² <https://www.raiffeisen.ch/bern/de/ueber-uns/news/rch/net-zero-banking.html>

第4章 最近の金融動向と今後の展望

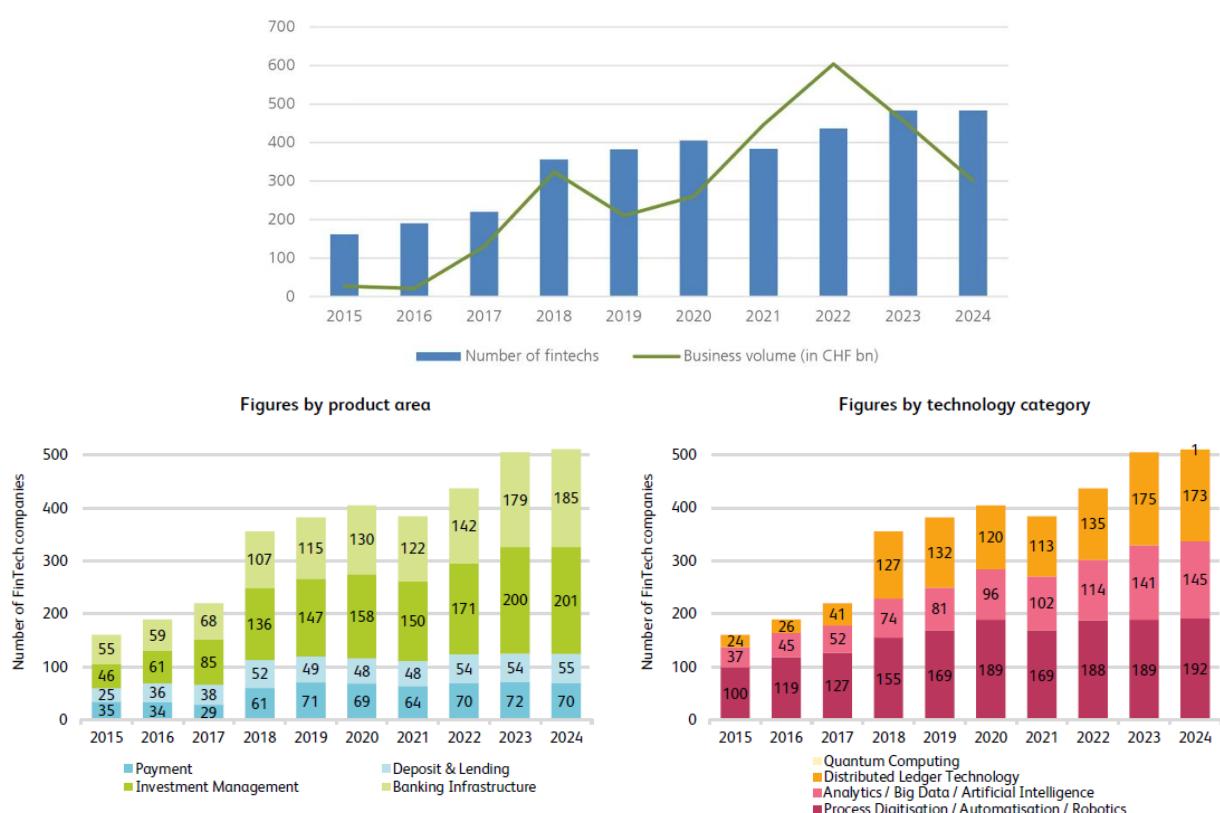
1. 金融ビジネスにおける DX、フィンテック、キャッシュレスの動向

(1) フィンテックの動向

2019年8月、FINMAはフィンテック企業SEBAに対し、銀行業および証券業のライセンスを承認した¹³³。同年11月には世界初となる仮想通貨銀行が営業を開始している¹³⁴。

ルツェルン応用科学大学（Lucerne University of Applied Sciences and Arts）が毎年実施しているフィンテック調査によると¹³⁵、スイスのフィンテック企業数は2024年末時点で483社と増加基調を辿っている（図表14）。2017年7月の銀行規則（Ordinance on Banks and Savings Banks, Banking Ordinance, BO）改正以降、フィンテック企業の市場参入が拡大している。事業分野別には、資産運用や銀行業務用インフラの商品を提供する企業数が大きく伸びている。技術別にみると、業務プロセスのデジタル化や自動化を目的とする企業数の比率が低下し、ビッグデータやAI、ブロックチェーン技術等の企業が半数以上を占めるようになっている。

図表14：フィンテック企業数と分野別内訳



出所：IFZ Fintech Study 2024, Lucerne University of Applied Sciences and Arts and Institute of Financial Services Zug IFZ.

¹³³ 2019年8月26日付SEBAプレスリリース <https://www.seba.swiss/media-and-investors/FINMA-licence-received/>

¹³⁴ 2019年11月12日付SEBAプレスリリース <https://www.seba.swiss/media-and-investors/SEBA-Bank-launches-operative-business/>

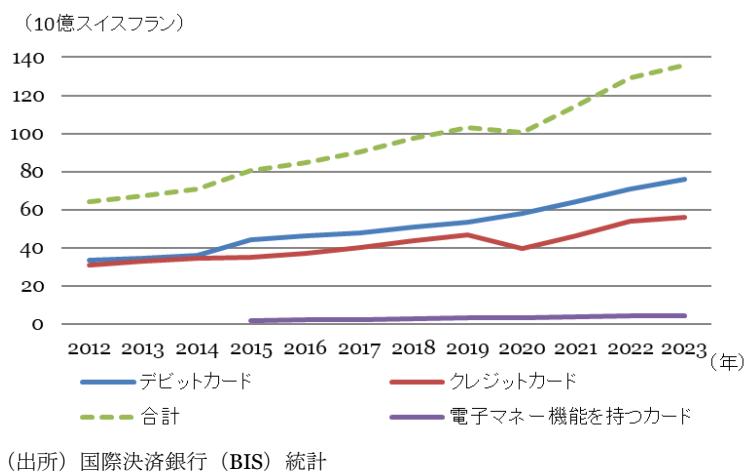
¹³⁵ <https://www.sif.admin.ch/en/sustainability-blockchain-fintech-key-figures>

(2) キャッシュレス化の状況

ZHAW ビジネススクール (ZHAW School of Management and Law) とザンクトガレン大学 (University of St.Gallen) は、2018 年以降、毎年 2 回決済行動の共同調査を行い、報告書 “Swiss Payment Monitor” を発表している。2025 年 8 月に最新の報告書が公表され¹³⁶、18~92 歳の 1,653 人を対象とするインタビュー調査の結果が取りまとめられている。決済手段の内訳は、金額ベースでは、モバイル決済が 27.5% と最大でデビット・カードが 21.7%、次いでクレジット・カードが 19.6%、インボイス（請求書）が 15% で、キャッシュは 12.9% となっている。取引件数ベースでは、モバイル決済が 31.3% と最大で、デビット・カードが 24.4%、キャッシュが 24.4%、クレジットカード 13.8% であった。金額ベース、件数ベースともにモバイル決済の伸びが顕著である。なお、現金を持ち歩かない人の割合は 16.9% と調査開始以来、過去最高水準となったと同時に、現金廃止に批判的な人の割合も 70.9% と過去最高に達した。現金の重要性が薄れつつある一方で、依然として代替手段や価値の貯蔵手段として評価されていることも示された。

国際決済銀行 (BIS) 奉下の決済・市場インフラ委員会 (CPMI) の統計年報によれば、スイスの 2023 年のデビットカード機能を持つカードによる決済額は 760 億スイスフランとなり、前年 (710 億スイスフラン) より増加した。同年のクレジットカード機能を持つカードによる決済額は 560 億スイスフラン（前年は 540 億スイスフラン）で、電子マネー機能を持つカードを合わせたカード決済額の合計は、前年比 70 億スイスフラン増の 1,360 億スイスフランとなった（図表 15）¹³⁷。

図表 15：スイスのカード決済額推移



（出所）国際決済銀行 (BIS) 統計

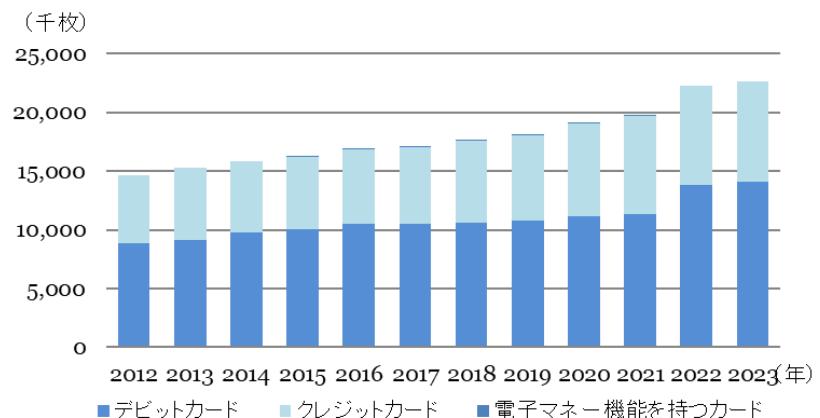
2023 年のデビットカード機能を持つカードの発行枚数は 1,413 万枚であり、前年 (1,380 万枚) より増加し、クレジットカード機能を持つカードの発行枚数も 849 万枚となり、前年 (851 万枚) から増加した（図表 16）¹³⁸。

¹³⁶ <https://en.swisspaymentmonitor.ch/aktuelle-ergebnisse>

¹³⁷ https://data.bis.org/topics/CPMI_CT/tables-and-dashboards/BIS,CPMI_T6,1.0?dimensions=REP_CTY%3ACH

¹³⁸ https://data.bis.org/topics/CPMI_CT/tables-and-dashboards/BIS,CPMI_T4,1.0?dimensions=REP_CTY%3ACH

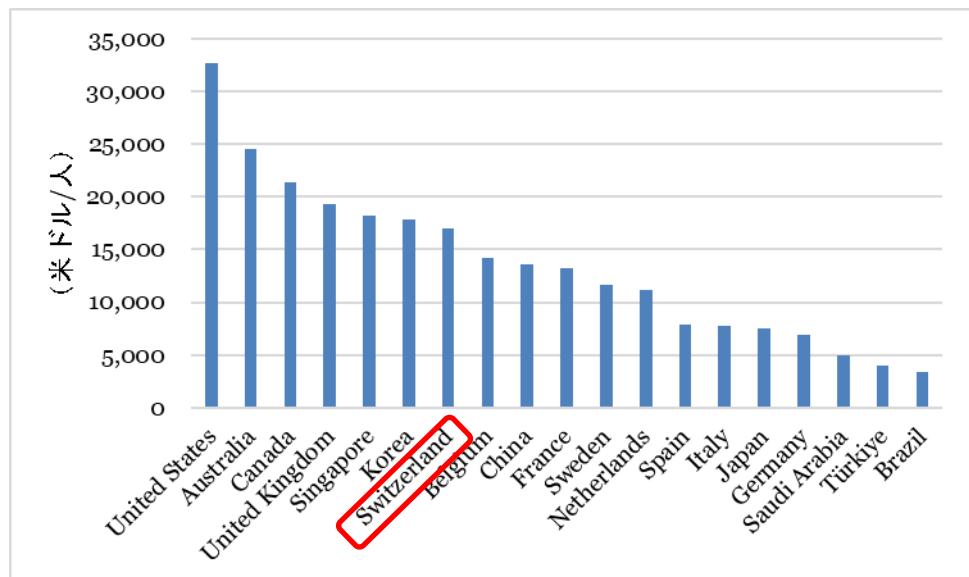
図表 16：イスのカード発行枚数推移



(出所) 国際決済銀行 (BIS) 統計

国際比較では、**2023** 年の一人当たりの年間カード決済額は、英國に次いでヨーロッパ第 2 位である (図表 17)¹³⁹。

図表 17：主要国別一人当たり年間カード決済額（2023 年）



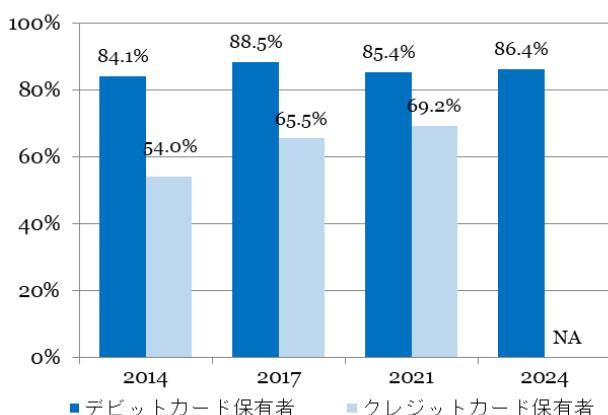
(出所) 国際決済銀行 (BIS) 統計

世界銀行のグローバル・フィンデックス・データベース¹⁴⁰によると、**2024** 年の 15 歳以上の大人でデビットカードを所有していると答えた人の割合は 84.6% である (図表 18)。

¹³⁹ https://data.bis.org/topics/CPMI_CT/tables-and-dashboards/BIS,CPMI_CT8D,1.0

¹⁴⁰ <https://www.worldbank.org/en/publication/globalfinindex/download-data>

図表 18：イスのデビットカード、クレジットカードの保有率



(出所) 世界銀行, “The Global Findex Database 2024” より作成

(3) モバイル決済の動向

前項冒頭で取り上げた調査“Swiss Payment Monitor”によると、各種支払い手段の中でモバイル決済のみが 2019 年以降一貫した伸長傾向を示しており、最新の 2025 年 5 月調査時点では、支払いに占めるモバイル決済のシェアは金額、件数ともに 3 割ほどになっている。なお、本調査のモバイル決済には、①銀行口座に直接リンクできるアプリ（TWINT や WeChat Pay 等）による支払い、②クレジットカードやデビットカードを支払い手段とするアプリ（Apple Pay、Samsung Pay、Google Pay 等）による支払い、③アプリ内での決済が可能な事業者専用アプリ（SBB Mobile 等）による支払いが含まれる。イスの代表的なモバイル決済アプリケーション「TWINT」のユーザーは年々増加しており、2025 年には 600 万人を超えた¹⁴¹。同調査では、回答者の 62% が過去 6 カ月間に TWINT を利用したと回答しているが、Google Pay や Samsung Pay の利用が増加したことにより、Twint は 2 年連続で利用シェアが低下した¹⁴²。

上述の傾向は、スイス国立銀行 (SNB) の調査からも確認できる。SNB は、2017 年、2020 年、2022 年、2024 年の 4 回にわたって個人の支払い方法に関する調査を実施している。毎回 2 千人前後のサンプルを抽出し、電話インタビュー及び各人が依頼に応じて残した毎日の記録に基づいて支払い行動を集計したものである。2025 年 6 月に公表された 2024 年調査¹⁴³によると、過去の調査で最も顕著な変化がみられたのはモバイル決済で、2017 年調査時点ではほとんど利用されていなかったが、POS でのシェアが 18%、ネット取引では 30% まで上昇した¹⁴⁴。

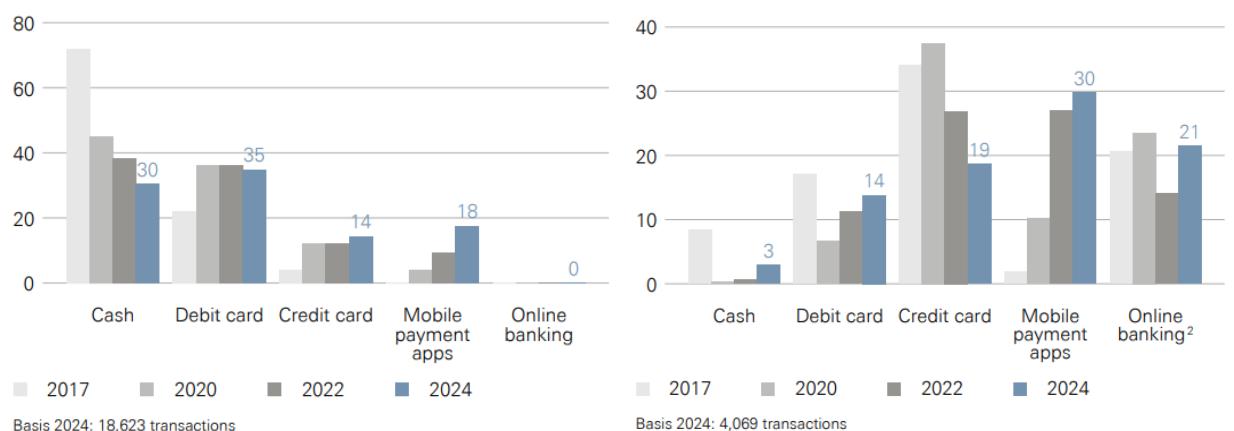
¹⁴¹ 2025 年 8 月 15 日付 TWINT プレスリリース <https://www.twint.ch/en/press/more-than-6-million-people-use-twint/>

¹⁴² ZHAW School of Management and Law, University of St.Gallen, “Swiss Payment Monitor 2025 vol.2”, August 2025, p.19

¹⁴³ <https://www.snb.ch/en/the-snb/mandates-goals/cash/payment-methods-surveys/payment-methods-survey-2024>

¹⁴⁴ SNB, “Payment Methods Survey of Private Individuals in Switzerland 2024”, p.2-3

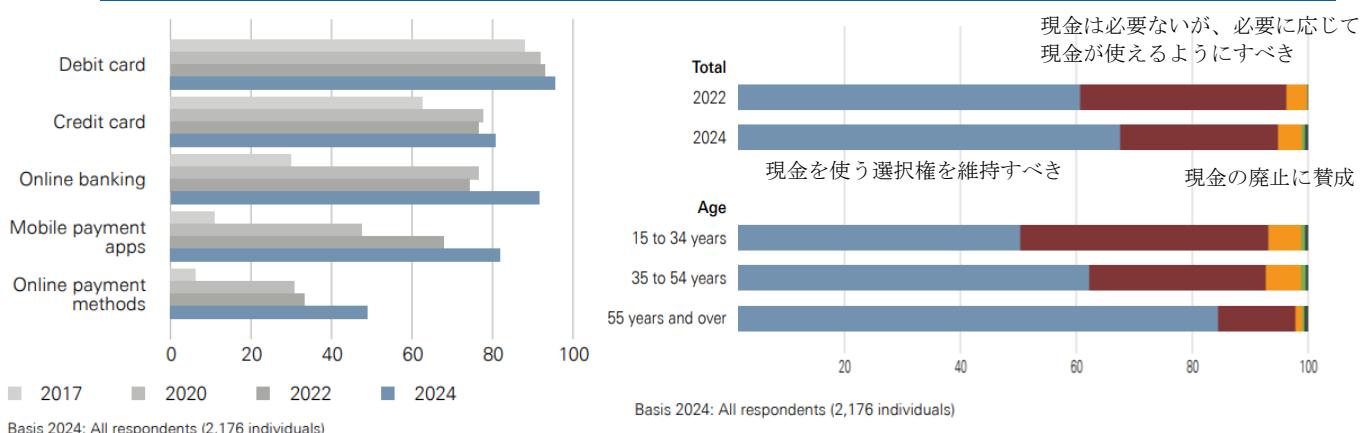
図表 19 : POS (左) およびネット (右) での決済方法のシェア (%)



(出所) SNB, "Payment Methods Survey of Private Individuals in Switzerland 2024", p.2-3

キャッシュレス決済に用いる手段としてもモバイル決済アプリを利用する人が増加している¹⁴⁵。また、回答者の 68%には現金需要があり、前回調査から増加した。27%は現金をほとんど使用しないものの、必要に応じた利用を望んでいる。年齢別には、高齢層ほど現金需要が高い¹⁴⁶。

図表 20 : キャッシュレス決済の手段 (左) および現金需要 (右)



(出所) SNB, "Payment Methods Survey of Private Individuals in Switzerland 2024", p.6-7

(4) リテール決済に関する法規制の状況

スイス連邦議会は 2017 年 7 月に銀行規則 (Ordinance on Banks and Savings Banks, Banking Ordinance, BO) を改正し 8 月より施行した。改正された銀行規則では、フィンテック企業の市場参入への障壁を低くしスイス金融センターの競争力を高めることを狙いとして、フィンテック企業は通常の銀行規制の外に置かれることとなる (サンドボックス)。これにより銀行免許なしで 1 億スイスフラン以下の預金を 20 以上の預金者より受け入れができるようになり、決済口座への期間制限は 60 日へと延長

¹⁴⁵ SNB, "Payment Methods Survey of Private Individuals in Switzerland 2024", p.7

¹⁴⁶ SNB, "Payment Methods Survey of Private Individuals in Switzerland 2024", p.6

された（現行では 7 日間）¹⁴⁷。

2018 年 6 月に金融サービス法(Financial Service Act, FinSA)と金融機関法(Financial Institutions Act, FinIA)が採択された。両法ともに金融仲介機能の統一的な競争環境整備と顧客保護改善を目的としている。FinSA には金融サービス提供者が顧客に対し遵守しなければならない行動規範と金融商品に関する理解しやすい目論見書作成義務の条項が含まれている。FinIA では金融監督当局による金融サービス提供者ごとの監督体制を定めた。

2020 年には改正連邦データ保護法 (New Federal Act on Data Protection, nFADP) が成立し、企業に対し 2023 年 9 月から遵守義務が課されている¹⁴⁸。スイスは EU 非加盟国であるが、nFADP は EU 一般データ保護規則 (GDPR) との整合性を図った内容となっている。

ブロックチェーン関連では、FINMA が 2018 年 2 月に「イニシャル・コイン・オファーリング (ICOs)」に関するガイドライン¹⁴⁹を策定した。ケース・バイ・ケースでの対応が基本となるものの、ICOs のトークンの機能により分類し、反資金洗浄法と証券取引法との関連を示した。2021 年 2 月からは、分散型台帳技術 (DLT) の発展に連邦法を適合させるための法律 (Act to Adapt Federal Law to Developments in Distributed Ledger Technology, DLT Act) が段階的に施行され、DLT に基づく取引のための法的基盤の整備が進められた¹⁵⁰。また、業界団体による自主的な動きとして、2018 年 9 月にはスイス銀行協会がこれまで事実上認められていなかったブロックチェーン関連事業者への銀行口座開設を円滑に進めるためのガイドラインを公表した¹⁵¹。

一方で、2022 年 11 月、FINMA は反資金洗浄規則 (Anti-Money Laundering Ordinance, AMLO-FINMA) を改定し、1,000 スイスフランを超える仮想通貨取引につき、金融仲介業者に契約当事者の身元確認を行うよう求めた。また、仮想通貨売買のために現金その他の匿名決済手段による支払いを受け入れる場合、金融仲介業者は、30 日以内の取引が 1,000 スイスフランを超えないよう適切な技術的予防措置を講じなければならないとしている¹⁵²。

(5) 顧客データを活用したビジネス動向

スイス銀行協会によると、スイスでは、アプリケーション・プログラミング・インターフェース (API) を使用して異なる金融機関のデータを効率的に統合するオープン・バンキングは、法人顧客向けには以前より利用されているものの、個人顧客向けに広く活用されるには至っていなかった¹⁵³。

個人顧客向けのオープン・バンキング・サービス拡大に向けた動きとして、2022 年 1 月に、フィンテックの業界団体 Swiss Fintech Innovations が銀行 (Valiant, Credit

¹⁴⁷ 2017 年 7 月 5 日付 The Federal Council プレスリリース “Federal Council puts new fintech rules into force” <https://www.admin.ch/gov/en/start/documentation/media-releases.msg-id-67436.html>

¹⁴⁸ <https://www.kmu.admin.ch/kmu/en/home/facts-and-trends/digitalization/data-protection/new-federal-act-on-data-protection-nfadp.html>

¹⁴⁹ 2018 年 2 月 16 日付 FINMA プレスリリース “FINMA publishes ICO guidelines” <https://www.finma.ch/en/news/2018/02/20180216-mm-ico-wegleitung/>

¹⁵⁰ <https://www.loc.gov/item/global-legal-monitor/2021-03-03/switzerland-new-amending-law-adapts-several-acts-to-developments-in-distributed-ledger-technology/>

¹⁵¹ 2018 年 9 月 21 日付 Swiss Bankers Association プレスリリース <https://www.swissbanking.org/en/media/positions-and-press-releases/opening-corporate-accounts-for-blockchain-companies-guidelines>

¹⁵² <https://practiceguides.chambers.com/practice-guides/fintech-2023/switzerland/trends-and-developments>

¹⁵³ <https://www.swissbanking.ch/en/topics/digitalisation-innovation-and-cyber-security/open-banking>

Suisse) やフィンテック企業 (Axon Fintech、MoneyPark) と連携し、住宅ローン事業用 API の標準仕様を開発したと発表した¹⁵⁴。2023 年 5 月には、スイス銀行協会と国内各行が、個人顧客向けのオープン・バンキングに関する初期的なサービス（口座残高や支払い取引データの表示等）の提供を 1 年以内に完了させることを目指す等の覚書を取り交わした¹⁵⁵。2025 年 11 月末以降、既存の銀行アプリやサードパーティアプリで複数の銀行の口座をまとめて一つのアプリで閲覧できるようになった。このマルチバンキングサービスはオープン・バンキングへの重要な節目となっており、特に年金制度のすべてのデータを統合することで、退職後の貯蓄状況全体を把握することも可能となる¹⁵⁶。

(6) リテール金融機関の顧客接点における DX

スイスの銀行のデジタル化について、SNB が銀行セクターの総資産の 80%を構成する主要 34 行を対象に 2018 年に実施した調査によると、当時、銀行の DX 戦略は、支払いアプリやクラウドプラットフォーム、ロボアドバイザー等のサービス導入による支払い取引や住宅ローン、内部の業務プロセスの効率化に集中していた¹⁵⁷。その後、ポストフィナンスが 2021 年に自社アプリのセルフサービス機能を強化したり¹⁵⁸、ライフアイゼン・グループが 2022 年に「モバイル・ファースト」のアプローチを採用するなど¹⁵⁹、顧客が必ずしも店頭を訪れなくても様々なサービスを受けられるためのデジタル化が進んでいる。主要銀行は、店舗・オンライン・モバイルでシームレスなサービスを提供するオムニチャネル戦略のほか、生体認証やパーソナライズされたダッシュボードの導入を進めている。また、AI を活用したチャットボットや音声アシスタントが普及しており、24 時間対応できる環境を整備するほか、顧客データを分析し、パーソナライズされた金融アドバイスや投資提案をアプリ上で提供するなど、資産運用サービスのデジタル化が加速している。

(7) インターネット専業銀行

上記(2)において参照した ZHAW ビジネススクール (ZHAW School of Management and Law) とザンクトガレン大学 (University of St.Gallen) による決済行動の共同調査に関する報告書 “Swiss Payment Monitor” (2025 年 5 月時点) によれば、少なくとも 1 回インターネット専業銀行 (ネオバンク¹⁶⁰) を利用したことがある人が回答者の 40.6% と¹⁶¹、過去調査における最高値となった。利用したことがあるとの回答が最も多かったのは 2017 年にスイス市場に参入した Revolut Ltd (本拠地英国) で、2019 年にサービスを開始したスイスの新興企業 neon Switzerland AG や、ポストフィナンス

¹⁵⁴ 2022 年 1 月 11 日付 Swiss Fintech Innovations プレスリリース (<https://swissfintechinnovations.ch/projects/common-api/>)

¹⁵⁵ Swiss Bankers Association, “Memorandum of Understanding Multibanking among Swiss Banks on the enablement and implementation of initial multibanking offerings for natural persons” (<https://www.swissbanking.ch/en/topics/digitalisation-innovation-and-cyber-security/open-banking>)

¹⁵⁶ <https://www.swissbanking.ch/en/media-politics/news/open-finance-becomes-a-reality-multibanking-launches-for-retail-customers>

¹⁵⁷ SNB, “Survey on Digitalisation and Fintech at Swiss Banks 2019”, p.9

¹⁵⁸ 2021 年 3 月 9 日付ポストフィナンスプレスリリース <https://www.postfinance.ch/en/about-us/media/newsroom/press-releases/new-postfinance-app.html>

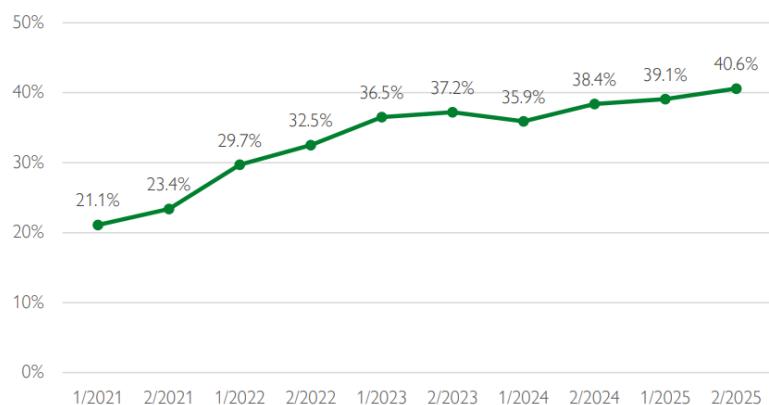
¹⁵⁹ ライフアイゼン・グループ, “Annual Report 2022”, P.25

¹⁶⁰ ネオバンクは、自らは銀行免許を取得せず、提携した既存銀行の免許を利用して金融サービスを提供するデジタルバンク (<https://thefinance.jp/technology/220323>)

¹⁶¹ SNB, “Swiss Payment Monitor 2025”, p.20

と Swissquoteとの合弁 Yuh Ltd 等がそれに続いた。本調査では、ネオバンクは特定の目的のために利用されることが多く、最も頻繁に利用されているサービスは、店頭またはオンラインでの決済（64%）、次いで、銀行振込・郵便振替（60%）、海外送金・引出し（49%）、国内での現金引出し（44%）、個人への送金（37%）となっている。

図表 21：少なくとも 1 つのネオバンクを利用している回答者の割合



(出所) SNB, “Swiss Payment Monitor 2025”, p.20

（8）デジタル通貨導入に向けた動き

中央銀行デジタル通貨（CBDC）による金融機関間の決済について、スイスに拠点を置く国際決済銀行（BIS）イノベーション・ハブ¹⁶²、SNB、金融インフラ事業者の SIX は、2020 年に試験プロジェクト Helvetia を実施し、そのような決済が技術的に実現可能であることや、スイスの法的枠組みの中での実施が可能なことを検証した¹⁶³。本プロジェクトの第 2 段階として、2021 年には民間金融機関（Citi、Credit Suisse、Goldman Sachs、Hypothekarbank Lenzburg、UBS）が加わり、既存の銀行勘定系システムへの CBDC の統合が運用上可能なことが示された¹⁶⁴。さらに SNB は、プロジェクト第 3 段階として初めて実際に CBDC を発行し、2023 年 12 月から 2024 年 6 月にかけて Banque Cantonale Vaudoise（ヴォー州立銀行）、Basler Kantonalbank（バーゼル州立銀行）、Commerzbank（コメルツ銀行）、Hypothekarbank Lenzburg、UBS、Zürcher Kantonalbank（チューリッヒ州立銀行）との間で試験を実施する計画を発表している¹⁶⁵。これは金融機関向けのホールセール CBDC（wCBDC）であり、トークン化された証券の決済に利用されている。2024 年には、デジタル債券（発行総額 7 億 5 千万スイスフラン超）が wCBDC で決済され、さらに SNB の短期債（SNB Bills）発行にも利用された。SNB は 2025 年 6 月に、Project Helvetia をさらに拡張し、BX Digital（新しいトークン化資産取引所）との接続も開始した。パイロットは 2027 年半ばまで延長されている¹⁶⁶。

¹⁶² <https://www.snb.ch/en/the-snb/mandates-goals/international-cooperations/multilateral/bis-innovation>

¹⁶³ <https://www.snb.ch/en/the-snb/mandates-goals/international-cooperations/multilateral/bis-innovation#t30>

¹⁶⁴ 2022 年 1 月 13 日付 SNB プレスリリース https://www.snb.ch/en/publications/communication/press-releases/2022/pre_20220113 からダウンロード可

¹⁶⁵ 2023 年 11 月 2 日付 SNB プレスリリース https://www.snb.ch/en/publications/communication/press-releases/2023/pre_20231102 からダウンロード可

¹⁶⁶ https://www.snb.ch/en/the-snb/mandates-goals/payment-transactions/projekt_helvetia

(9) IT 人材の育成・活用状況

スイスは、高等職業教育に関して独自の制度を設けている¹⁶⁷。義務教育を修了すると普通教育と職業訓練教育のコースに分かれ、いずれのコースからも、その先でプロフェッショナル職業訓練校で高等職業教育を受けたり、応用科学大学（University of Applied Sciences）で専門性向上のための実践的な教育を受けられる他、職務に関連した継続的な学習の機会もあらゆるレベルで用意されている¹⁶⁸。職業教育行政は、連邦行政機関、産業界、州の 3 者が協力して、職業教育の質の向上と現場職業訓練の質の確保を目指している。連邦レベルの職業教育は教育研究イノベーション省（SERI）が所管し、産業界の企業や団体と協力して各職種における訓練や試験内容を規定し、職業学校でのカリキュラムを作成している¹⁶⁹。

約 260 の金融機関が加盟するスイス銀行協会（Swiss Bankers Association）は、銀行職員向けの研修を重要な活動分野としており、加盟行による共同研修や継続教育を推進し、銀行や第三者による研修プログラムの認証を行っている。DX 等のトピックについて銀行職員向けに協会としてセミナーを開催しているほか、高等職業教育機関で提供されている様々な研修プログラムを紹介している¹⁷⁰。個別機関の人材育成事例として、ポストフィナンスでは、自社で働きながら週に 2~3 日は Swiss Distance University of Applied Sciences で IT について学べるデュアル・スタディ・プログラムを用意している¹⁷¹。同社では、IT スキルを有する人材は、e-finance や業務プロセス自動化のプログラミング言語開発、リリース前の自社ウェブサイトやバックエンドシステムのチェック等を担っている¹⁷²。

(10) 生成 AI の活用状況

生成 AI に限らず AI 全般に関する金融界の動向として、FINMA が 2022 年に実施した、銀行及び資産運用セクターにおける AI 利用に関する調査では、対象となった機関の約半数が AI を利用しているか、具体的な利用計画があると回答した¹⁷³。また FINMA は同年、金融市場における AI 利用を監視するための専門家部署を設置し¹⁷⁴、AI による判断や決定の信頼性や責任の所在、顧客への公平な対応が確保されるか等について、金融機関が想定されるリスクに応じた適切な対応を取ることを求めている¹⁷⁵。2024 年に FINMA は金融機関の AI 導入状況を評価するためのデータを収集し、対象を絞った監督レビューを実施した。監督対象機関における AI の活用に関するリスク管理とガバナンスを調査し、FINMA ガイダンス「AI 利用時のガバナンスとリスク管理」に掲載した。AI ベースのソリューション全般、特に ChatGPT に大きな注目が集まつたが、企業が AI ツールを業務で活用するには、依然多くの労力が必要であることが明らかとなつた¹⁷⁶。

¹⁶⁷ <https://www.eda.admin.ch/aboutswitzerland/ja/home/bildung-wissenschaft/bildung/hoehere-berufsbildung.html>

¹⁶⁸ State Secretariat for Education, Research and Innovation (SERI), “Vocational and Professional Education and Training in Switzerland: Facts and Figures 2022”, P.6 他 <https://www.sbfi.admin.ch/sbfi/en/home/services/publications/data-base-publications/vocational-and-professional-education-and-training-in-switzerland.html>

¹⁶⁹ <https://www.berufsbildung-schweiz.ch/de/berufsbildung-im-ueberblick>

¹⁷⁰ スイス銀行協会 <https://www.swissbanking.ch/en>

¹⁷¹ <https://www.postfinance.ch/en/about-us/work-postfinance/students/dual-study-it.html>

¹⁷² <https://www.postfinance.ch/fr/notre-profil/travailler-postfinance/personnel-experimente/emploi-informatique.html>

¹⁷³ FINMA, “Annual Report 2022”, p.22

¹⁷⁴ FINMA, “Annual Report 2022”, p.22

¹⁷⁵ 2023 年 11 月 9 日付 FINMA プレスリリース <https://www.finma.ch/en/news/2023/11/20231109-mm-finma-risikomonitor-2023/>

¹⁷⁶ FINMA, “Annual Report 2024”, p.51

スイス政府（連邦データ保護・情報委員会、FDPIC）は、2023年4月にChatGPT等の生成AIによるアプリの利用について声明を発表し、そのようなアプリの利用を希望する企業に対し、個人データの保護要件を確実に遵守するよう注意を促した¹⁷⁷。これは、イタリアでのChatGPT禁止を受けたもので、ChatGPTのデータ保護に関するスイス独自の実態調査はまだ実施されておらず、FDPICが外国の当局と情報交換を進めているところである。UBSグループは、今後（生成AIに限らず）AI利用の拡大を予定している旨表明する一方で、利用にあたっての課題やリスクにも言及している¹⁷⁸。同社はトレーディング・アプリに生成AIを活用する研究を行っているが¹⁷⁹、同社の幹部は、AIの可能性の多くはごく一部の限られた例外を除けばまったく初期段階にあるとの認識を示した¹⁸⁰。FINMA規制に準拠する形で外部ChatGPTの代替として社内専用AI「Red」を導入している¹⁸¹。

2. 郵便局金融を含めた金融包摶

(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策

スイスの格差に関する状況は、所得上位や下位層の所得が国民所得全体に占める比率等の点からみて、欧州においては平均的なポジションにある¹⁸²。一方、スイス国内では、富裕層に対し、より重い税負担を求める政治的な動きが繰り返され¹⁸³、直近では、2021年9月に、所得減税とキャピタルゲインへの公平な課税（労働所得より重い課税）に係る国民投票が実施された¹⁸⁴が、提案は65%の反対で否決された。この投票に関し経済学者を対象として実施された調査¹⁸⁵では、現在のスイスにおける所得や資産の不平等さの水準は長期的な経済発展にとってどちらかと言えば障害となり、税制その他の政策（教育機会の確保等）による対応が必要であるとの回答の方が多数であった¹⁸⁶。2025年9月には、5,000万スイスフラン超の相続・贈与に対して50%課税する富裕層向けの相続・贈与税強化案（純資産課税）が提案されたものの、78%の反対で否決された。富裕層の国外流出や資本移転、投資縮小への不安が強かつたことが要因であると指摘されている¹⁸⁷。

(2) 金融包摶政策

第2章の「3.(4) 店舗・ATM設置戦略」で述べたとおり、国は、郵便事業のユニバーサルサービス提供義務に関して規則（Postal Services Ordinance）を定め、スイスポ

¹⁷⁷ <https://www.edoeb.admin.ch/en/04042023-einsatz-von-chatgpt-und-vergleichbaren-ki-gestuetzten-anwendungen-2>

¹⁷⁸ UBS Group AG, "Annual Report 2022", p.63

¹⁷⁹ MIT Technology Review Insights, "Finding value in generative AI for financial services", November 2023, p.5
https://wp.technologyreview.com/wp-content/uploads/2023/11/MIT-UBS-generative-AI-report_FNL.pdf

¹⁸⁰ MIT Technology Review Insights, "Finding value in generative AI for financial services", November 2023, p.9

¹⁸¹ <https://www.ubs.com/global/en/our-firm/what-we-do/technology/innovation-and-ai.html>

¹⁸² <https://www.bfs.admin.ch/bfs/en/home/statistics/economic-social-situation-population/economic-and-social-situation-of-the-population/inqualities-income-distribution/income-distribution.html>

¹⁸³ <https://www.swissinfo.ch/eng/business/economic-divide--how-equal-is-switzerland-s-wealth-distribution-/47609892>

¹⁸⁴ <https://www.srf.ch/news/abstimmungen/initiative-kapitalbesteuerung/99-prozent-initiative-hoehere-kapitalbesteuerung-scheitert-an-der-urne>

¹⁸⁵ チューリッヒ工科大学KOFスイス経済研究所がチューリッヒに本拠を置くドイツ語日刊新聞Neue Zürcher Zeitungと共同で実施したもの。スイス国内の大学・研究機関に所属し学術論文を発表する経済学者824名を対象とし、回答者は142名。

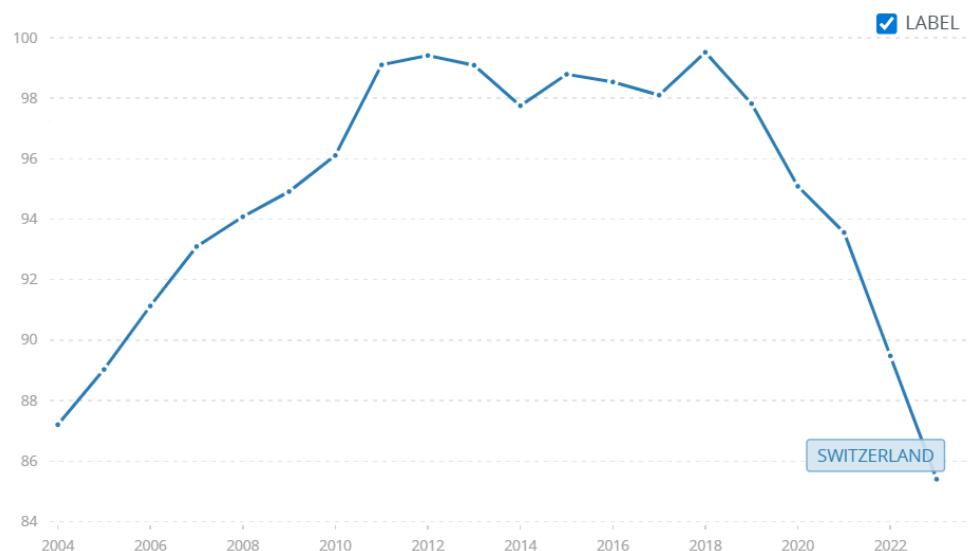
¹⁸⁶ <https://kof.ethz.ch/en/surveys/experts-surveys/economists-surveys/ungleichheit.html>

¹⁸⁷ <https://www.edf.admin.ch/de/abstimmung-juso-initiative>

ストに対し、拠点へのアクセスのしやすさを州レベルで確保することや、拠点網整備について各州政府と定期的に対話すること等を要求している。そして、そのような条件下で展開されているスイスポストの拠点において、ポストフィナンスによる金融サービスが提供されている。ポストフィナンスは、支払い取引におけるユニバーサルサービスの提供状況につき、FINMA、連邦通信庁（OFCOM）、SNB、スイスポストとの定期的な連絡を維持している。

スイスの金融包摶を口座保有率およびATM台数について見ると、世銀データでは、金融機関またはモバイル・マネー・サービス・プロバイダーに口座を開設している15歳以上の人口は2024年に98.4%で¹⁸⁸、15歳以上で所得階層下位40%、女性、非労働力人口といったグループ別にみても、同年の口座保有率はすべて97%を超えており¹⁸⁹。また、金融アクセスに関するIMFの調査によると、成人口10万人あたりのATM台数は2023年に85.4台となっている。ATM台数は2018年以降の急速な減少により他のEU先進国と同程度となった¹⁹⁰。

図表22：成人口10万人あたりのATM台数



(出所) World Bank Group, “Financial Access Survey”

(3) 学校・職域での金融教育と金融包摶

スイスでは、金融教育に関する国家戦略ではなく、州毎に金融機関や教育機関、市民団体による民間主導で多様な取り組みが行われている。24の州立銀行と教師団体が共同で開発した教材パッケージ「FinanceMission」では、13～15歳を対象にデジタル学習ツールやボードゲーム形式教材も展開され、ドイツ語・フランス語・イタリア語で無料で提供されている¹⁹¹。

職域では、金融教育の専門家と連携した従業員向けセッションや、デジタルプラッ

¹⁸⁸ <https://www.worldbank.org/en/publication/globalindex/download-data>

¹⁸⁹ <https://www.worldbank.org/en/publication/globalindex/download-data>

¹⁹⁰ <https://data.worldbank.org/indicator/FB.ATM.TOTL.P5?end=2023&locations=CH&start=2004&type=shaded&view=chart>

¹⁹¹ <https://financemission.ch/>

トフォームやアプリによる個別相談、年金シミュレーションなどを併用するケースが多い。金融教育は福利厚生の一部として定着しつつあり、企業が従業員のファイナンシャル・ウェルネスを重視し、積極的に施策を行っている¹⁹²。

金融リテラシーについて Lusardi (2019)は、スイスのように金融市场が発達した国においても人々の金融知識は欠如しており、対応が喫緊の課題となっていると指摘した¹⁹³。スイスを含む 15 か国の FLat World プロジェクトの調査結果は下図の通りであり、十分に発展した金融市场を持つほとんどの国において、全問正答率が最も高くて 53% (ドイツ) にとどまることが示された。スイスの全問正答率は 50.1% とドイツに次いで 2 番目、リスク分散の正答率が 73.5% と 15 か国の中でも最も高かった。

図表 23：15 か国の FLat World プロジェクトの調査結果

Table 2 Findings from the FLat World project across 15 countries

Authors	Country	Year of data	Interest rate Q		Inflation Q		Risk divers. Q		All 3 correct (%)	At least 1 do not know (%)	N
			Correct (%)	DK (%)	Correct (%)	DK (%)	Correct (%)	DK (%)			
Lusardi and Mitchell (2011c)	USA	2009	64.9	13.5	64.3	14.2	51.8	33.7	30.2	42.4	1488
Van Rooij, Lusardi, and Alessie (2011)	Netherlands	2010	84.8	8.9	76.9	13.5	51.9	33.2	44.8	37.6	1665
Bucher-Koenen and Lusardi (2011)	Germany	2009	82.4	11.0	78.4	17.0	61.8	32.3	53.2	37.0	1059
Sekita (2011)	Japan	2010	70.5	12.5	58.8	28.6	39.5	56.1	27.0	61.5	5268
Agnew, Bateman, and Thorp (2013)	Australia	2012	83.1	6.4	69.3	13.0	54.7	37.6	42.7	41.3	1024
Crossan, Feslier, and Hurnard (2011)	New Zealand	2009	86.0	4.0	81.0	5.0	49.0	2.0	24.0	7.0	850
Brown and Graf (2013)	Switzerland	2011	79.3	2.8*	78.4	4.2*	73.5*	13.0*	50.1*	16.9*	1500
Fornero and Monticone (2011)	Italy	2007	40.0*	28.2*	59.3*	30.7*	52.2*	33.7*	24.9*	44.9*	3992
Almenberg and Säve-Söderbergh (2011)	Sweden	2010	35.2*	15.6*	59.5	16.5	68.4	18.4	21.4*	34.7*	1302
Arrondel, Debbich, and Savignac (2013)	France	2011	48.0*	11.5*	61.2	21.3	66.8*	14.6*	30.9*	33.4*	3616
Klapper and Panos (2011)	Russia	2009	36.3*	32.9*	50.8*	26.1*	12.8*	35.4*	3.7*	53.7*	1366
Beckmann (2013)	Romania	2011	41.3	34.4	31.8*	40.4*	14.7	63.5	3.8*	75.5*	1030
Moure (2016)	Chile	2009	47.4	32.1	17.7	20.9	40.6*	N/A*	7.7	53.1	14,463
Boisclair, Lusardi, and Michaud (2017)	Canada	2012	77.9	8.8	66.18	16.13	9.36	31.29	42.5	37.23	6805
Kalmi and Ruuskanen (2017)	Finland	2014	58.1	6.1	76.5	6.4	65.8	10.25	35.6	14	1477

*Questions that have slightly different wording than the baseline financial literacy questions listed in the text

(出所) Annamaria Lusardi “ Financial literacy and the need for financial education: evidence and implications” *Swiss Journal of Economics and Statistics* (2019)

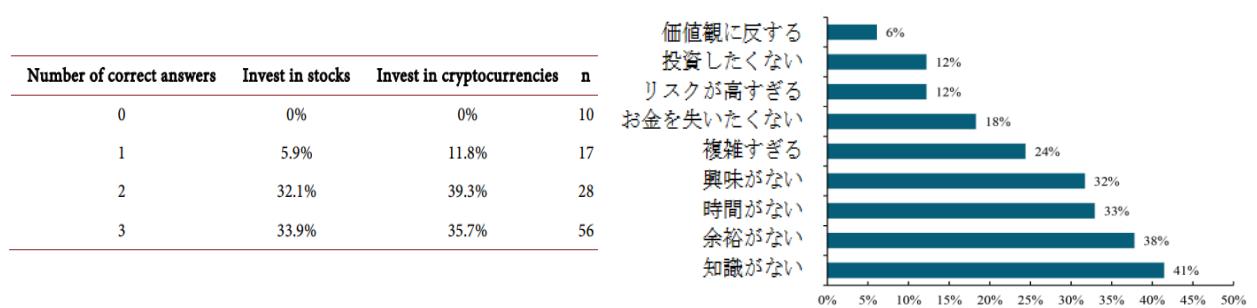
また、2021 年に ZHAW ビジネススクールが行った金融リテラシーに関する調査¹⁹⁴では、性別や学歴によって金融知識に差があることが明らかにされた。また、投資をしない最大の理由が知識不足にあること、正答数が多いほど株式や暗号資産に投資する割合が高いことが示された。金融リテラシーが個人の資産形成能力に影響を及ぼす可能性を指摘している。

¹⁹² <https://smartpurse.me/en/learn/financial-literacy-workplace-switzerland>

¹⁹³ <https://link.springer.com/article/10.1186/s41937-019-0027-5>

¹⁹⁴ <https://digitalcollection.zhaw.ch/server/api/core/bitstreams/8fffc853-fc87-409b-8c01-0699foe1ecad/content>

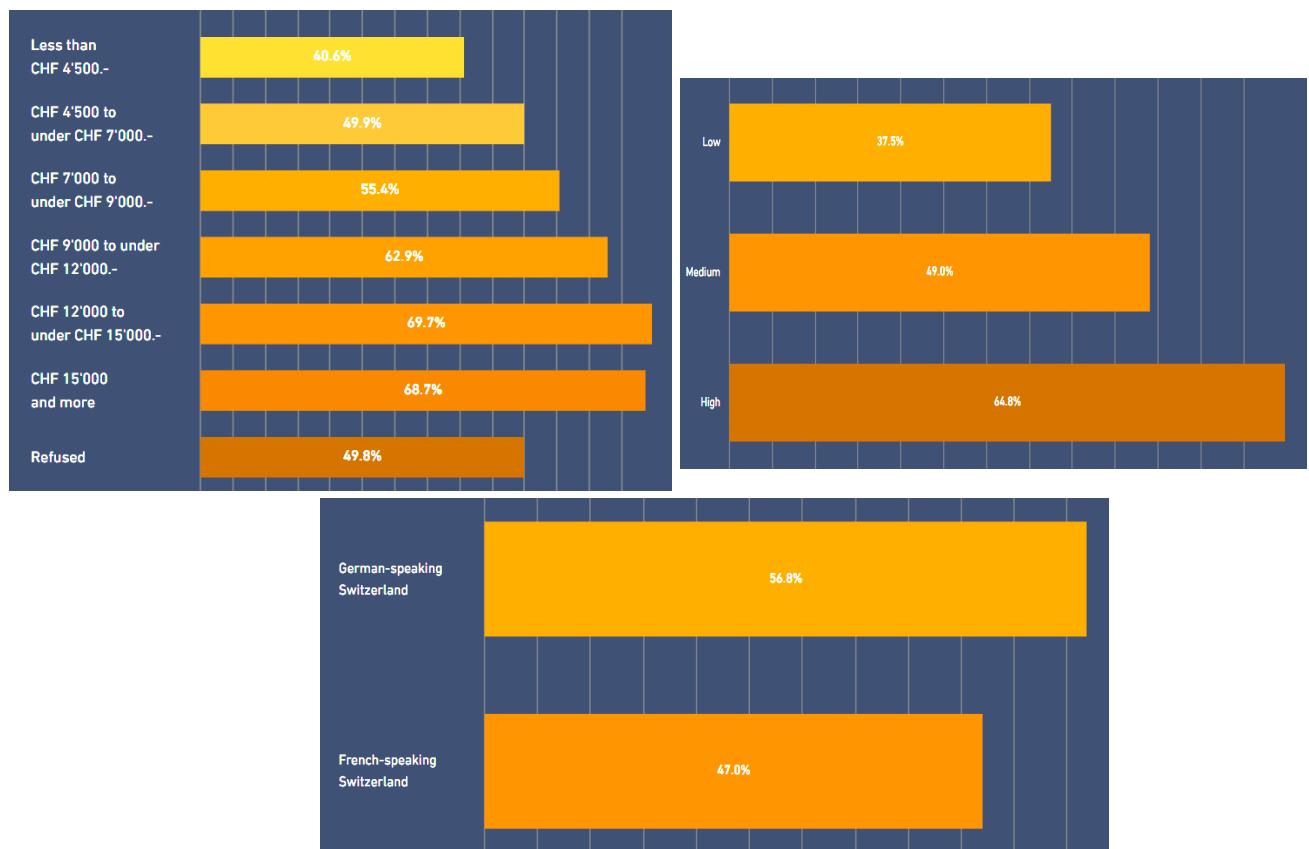
図表 24：正答数と投資（左）、投資をしない理由（右）



(出所) Kendzia et al 「Financial literacy among the youth in Switzerland」(2022)

True Wealth AG・ZHAW・GfK Switzerland が共同で実施した「The Swiss Financial Literacy Report 2025」によると、収入と金融リテラシーの関連性は特に強く、月収 12,000 スイスフラン以上の高所得者は 7割程度の正答に対し、4,500 スイスフラン未満の世帯では 4 割であった。高等教育を受けた者は、65%の正答率に対し、低等教育を受けた者は 37%にとどまった。また、男性の平均正答率は 63%であったのに対し、女性は 46%であり、女性が「わからない」と回答する割合が高く、金融に対する自信のなさを表している。地域差については、ドイツ語圏の 57%に対してフランス語圏では 47%であった。

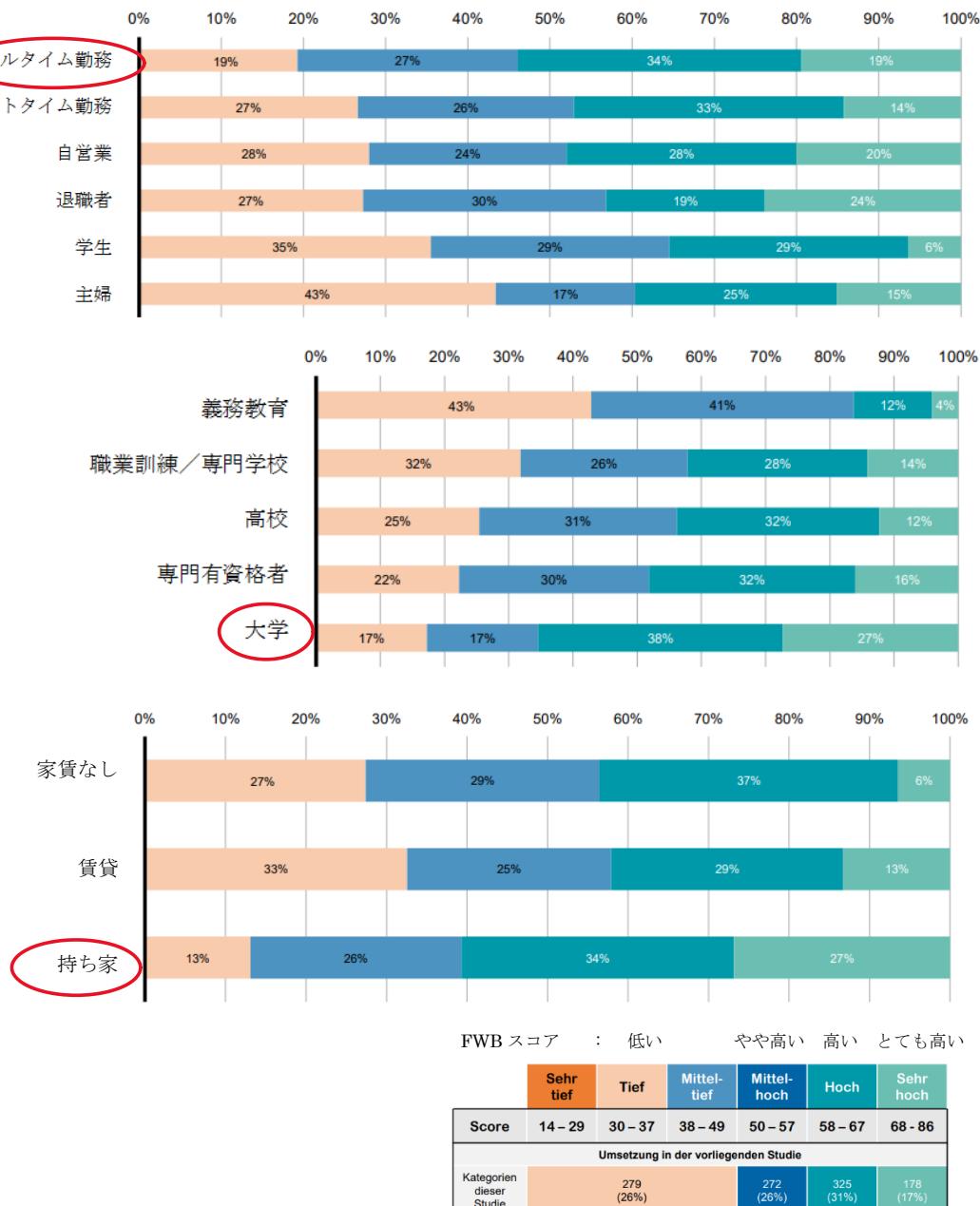
図表 25：金融リテラシーの特徴（左：収入、右：教育水準、下：言語圏）



(出所) True Wealth AG 「The Swiss Financial Literacy Report 2025」

ZHAW の調査によると、経済的な満足度は、収入、資産、教育、住宅状況などの要因に左右され、フルタイムの仕事と高い教育レベルがより高い満足度につながること、持ち家は賃貸よりも経済的な安定感が高いことが示された（図表 26）。収入や資産と経済的満足度の間には概ね正の相関関係があることは明らかであるものの、経済的満足度の高さが必ずしも生活満足度の高さを意味するわけではなく、身体的・社会的・精神的因素が経済面と同等に重要であるとした¹⁹⁵。

図表 26：経済的幸福度（就労状況・学歴・住居形態）



（出所）ZHAW 「Finanzielles Wohlbefinden in der Schweiz」

¹⁹⁵ https://www.zhaw.ch/storage/hochschule/medien/news/2023/231031_mm_finanzielles-wohlbeinden/Finanzielles_Wohlbefinden_Lehner_Hohgardt_Umbrech.pdf

農業従事者を対象とする金融面での支援制度があり、公的部門では、州の独立組織である農業信用機関が、35歳以下の農業創業者によるスタートアップ支援で不動産購入に対する無利子融資、営農者による各種投資のための無利子融資等を通じ、連邦政府に代わって様々な支援を行っている。また、民間部門では、①山岳地帯の農家に事業資金援助を行う非営利組織（Schweizer Berghilfe）、②生活協同組合がスポンサーとなっている、山岳地帯の農家等の生活支援のための枠組み（Coop Patenschaft für Berggebiete）、③経済的に困窮する農家を支援する住宅所有促進財団（Stiftung zur Förderung von Wohneigentum）、④有機農業を行う家族経営の農家を対象に、農場の建物や販売事業、住宅購入に無利子融資を行う家族農場保全財団（Stiftung zur Erhaltung）等がある¹⁹⁶。また、農業従事者向けのサービスとして、ライフアイゼン・スイスは、限られた資金を事業に振り向け、退職後の生活への備えが疎かになりがちな農業従事者に対し、年金積立の意義を示す情報をウェブサイト上で紹介している¹⁹⁷。

一方、スイスのマイクロファイナンスビジネスの多くは途上国向けで、国内においては、2015年6月にベルン州政府やNGO等によって設立された、難民や亡命申請者を労働市場に取り込むことを目的としたソーシャル・インパクト・ボンドを活用したパイロットプロジェクトが実施された。また、2017年9月には赤十字国際委員会（ICRC）によって史上初の「人道インパクト・ボンド」が発行された。このプロジェクトは、コングドゥニ共和国、マリ、ナイジェリアに3つの新しい身体リハビリテーションセンターを建設・運営するための資金調達手段として構想されたものであった¹⁹⁸。2024年12月にSwiss Platform for Impact Investing (SPII)が設立され、2025年2月にはGSG Impact¹⁹⁹のスイス国内パートナーとして本格稼働した。

(4) 政策評価と方向性

(2)述べたように、スイスでは、所得や性別、年齢にかかわらず金融機関での口座保有率が高水準であり、その側面での金融包摂の水準は高い。しかし、2022年2月のスイス連邦社会保障局の発表によれば、2015年時点で17%の世帯が低所得又は非常に低い経済力で生活しており、現役世代の15%、退職者の22%がこの影響を受けていた²⁰⁰。連邦政府は、2014年から5年間、貧困の危険に晒されている人々や貧困の影響を受けている人々の教育機会を増やし、労働市場への統合を支援し、住宅状況や情報へのアクセス状況を改善すること等を目的とし、州等の地方自治体やNGOと連携したプログラムを実施してきた。2019年からはこれを引き継いだ「貧困予防・闘争のための国家プラットフォーム 2019-2024」が実施されている²⁰¹。国の統計以上に家計の深刻さを窺わせる民間の調査もあり、社会保障政策の専門家は、国家は貧困者への支援だけでなく貧困予防政策にも策を講じる必要があるとしている²⁰²。

2023年の所得・生活状況調査(SILC)の調査データによると、約8.1%（約70万8千人）が相対的所得貧困状態にあり、2014年以降上昇し高止まっている。就労者の中でも4.4%（約17万6千人）が貧困状態にあり、他の生活領域（教育、住居、健康、社会

¹⁹⁶ <https://www.raiffeisen.ch/bern/de/firmenkunden/investition-finanzierung/finanzierung-landwirtschaft/foerdermittel.html>

¹⁹⁷ <https://www.raiffeisen.ch/bern/de/firmenkunden/investition-finanzierung/finanzierung-landwirtschaft/altersvorsorge.html>

¹⁹⁸ https://obersonabels.com/wp-content/uploads/2022/07/Jusletter_swiss-legal-and-tax-_39c1e236ee_en.pdf

¹⁹⁹ <https://www.gsgimpact.org/>

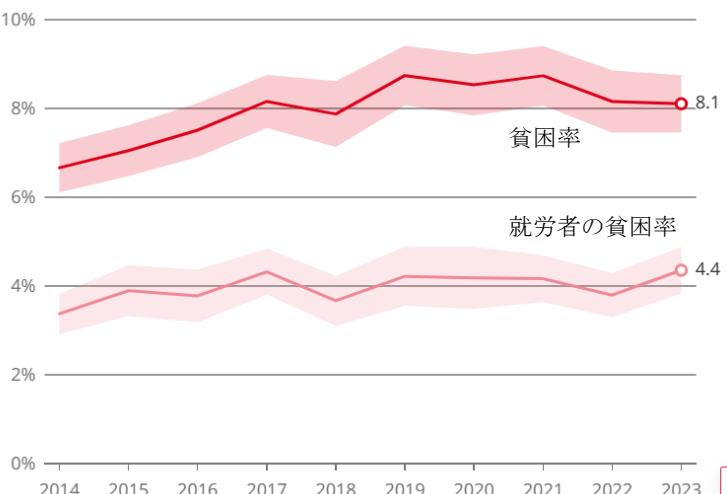
²⁰⁰ <https://www.admin.ch/gov/fr/accueil/documentation/communiques.msg-id-87283.html>

²⁰¹ <https://www.bsv.admin.ch/bsv/de/home/sozialpolitische-themen/soziale-absicherung/lutte-contre-la-pauvrete.html>

²⁰² <https://www.swissinfo.ch/eng/business/cost-of-living-squeeze-puts-swiss-households-at-poverty-risk/48589348>

参加など) にも制約を抱えていると報告されている²⁰³。

図表 27：スイスの相対的貧困率の推移



(出所) FSO – Statistics on Income and Living Conditions

国家プラットフォームについては、2024 年以降もモニタリングや貧困者の参加制度を一体的に統合し、これを「国家構造」として 2030 年までの継続を決定した。さらに 2025 年からは 5 年周期で貧困状況のモニタリング報告が開始される。2027 年中には「国家的貧困対策戦略」が策定され、プラットフォームを通じて各施策が実施される予定である²⁰⁴。

(5) 高齢化と金融包摂

スイス政府の統計によると、2024 年のスイスの総人口の 20% を 65 歳以上の高齢者が占め、出生時平均寿命は男性が 82.4 歳、女性が 85.9 歳と 1890 年比でほぼ倍増となつた²⁰⁵。

高齢化への対策として、公的年金 (AHV) については 2024 年 1 月から 63~70 歳の間で早期受給・繰下げ・部分受給 (20~80%) が可能となり、より柔軟なシステムとなつた²⁰⁶。また、職域年金については 2025 年 1 月から、第二階層 (BVG) の加入対象年収および調整控除額、上限給与が引き上げられ、適用範囲が拡大されることとなつた²⁰⁷。

また、ポストフィナンスは個人年金への税制優遇制度を利用した年金専用口座の提供や、年金を補完する貯蓄や投資商品の提供等を行つてゐる²⁰⁸。民間リテール金融機

²⁰³ スイス連邦統計局 (Federal Statistical Office) <https://www.bfs.admin.ch/bfs/en/home/statistics/economic-social-situation-population/economic-and-social-situation-of-the-population/poverty-deprivation/poverty.html>

²⁰⁴ スイス連邦社会保険局 <https://www.bsv.admin.ch/de/armutsbekaempfung>

²⁰⁵ スイス連邦統計局 (Federal Statistical Office) , “Switzerland's population in 2024”

²⁰⁶ スイス中央補償局 <https://www.zas.admin.ch/fr/rentes-de-vieillesse>

²⁰⁷ alvoso 年金基金 <https://www.alvoso-pensionskasse.ch/2024/12/neue-grenzbetraege-in-der-beruflichen-vorsorge-bvg-ab-01-01-2025/>

²⁰⁸ <https://www.postfinance.ch/en/private/products/retirement-savings-life-insurance/retirement-savings-information.html>

関もそれぞれに同様の商品を提供している。住宅ローン返済についてとくに高齢者が注意すべき点を挙げて相談窓口を案内したり²⁰⁹、デジタルサービスへの適応を助けるため、高齢者が無料で参加できるセミナーを開催する例もみられる²¹⁰。

²⁰⁹ <https://www.postfinance.ch/en/private/needs/money-in-simple-terms/home-ownership-in-old-age.html>

²¹⁰ <https://www.ubs.com/ch/en/private/digital-banking/magazine/2021/young-and-old-choose-digital-banking.html> 15 Dec 2021

<出所資料一覧>

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- ・ 国際決済銀行（BIS） “ Payments and financial market infrastructures
- ・ 世界銀行, “The Global Findex Database”、World Bank Open Data
- ・ OECD iLibrary

【スイス政府等 HP】

- ・ スイス連邦政府ポータルサイト
- ・ スイス連邦議会
- ・ スイス国会図書館
- ・ スイス連邦統計局
- ・ ch.ch (スイス当局が提供する情報プラットフォーム)

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- ・ esisuisse
- ・ 連邦金融市場監督機構 (FINMA)
- ・ スイス銀行協会
- ・ スイス国立銀行 (SNB)

【論文・雑誌・業界紙等】

- ・ 谷口栄治、「バーゼル委員会と金融安定理事会が示す欧米銀破綻を受けた規制・監督上の論点」、日本総研『Research Focus』、2023年10月23日
- ・ Annamaria Lusardi, Financial literacy and the need for financial education: evidence and implications, Swiss Journal of Economics and Statistics, (2019) 155:1
- ・ Kendzia, M. J., & Borrero, Y. S. (2022). Financial Literacy among the Youth in Switzerland. Journal of Financial Risk Management, 11, 323-341.
- ・ 財務省財務総合政策研究所、「『経済の発展・衰退・再生に関する研究会』報告書 第6章 スイス」
- ・ 内閣府、「令和5年版高齢社会白書」
- ・ WIP ジャパン株式会社、『内閣府 平成26年度委託調査 教育と職業・雇用の連結に係る仕組みに関する国際比較についての調査研究』、2015年3月
- ・ ZHAW ビジネススクール (ZHAW School of Management and Law)、ザンクトガレン大学 (University of St.Gallen), “Swiss Payment Monitor”
- ・ MLL Meyerlustenberger Lachenal Froriep AG, “Fintech 2023: Switzerland” (Chambers and Partners ウェブサイト掲載)
- ・ ルツエルン大学スイス経済政策研究所 (IWP), Swiss Inequality Database
- ・ チューリッヒ工科大学 KOF スイス経済研究所、Neue Zürcher Zeitung, “The Economists Survey”
- ・ Top-bank.ch. (スイスの銀行に関する情報ウェブサイト)
- ・ Alliance Magazine (フィナンソロピー関連オンライン雑誌)
- ・ スイス放送協会

【郵政公社・郵貯等 HP】

- Swiss Post (スイスポスト)
- PostFinance (ポストフィナンス)

【民間金融機関等 HP】

- UBS グループ
- クレディ・スイス・グループ
- ライファイゼン・スイス
- チューリッヒ州立銀行 (ZKB)
- SEBA (フィンテック企業)
- TWINT (支払いアプリ開発・運営会社)
- Swiss Capacity Building Facility (金融包摠に関する官民連携組織)
- Blur Orchard (投資運用会社)
- Symbiotics (投資運用会社)
- Fokus Bern (ベルン州の起業家イニシアティブ)